

第六十三回 参議院通信委員会 會議録第十六号

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午前十時十一分開会

委員の異動

四月二十二日

辭任

久保 等君

四月二十三日

辭任

横川 正市君

補欠選任

横川 正市君

補欠選任

久保 等君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

近藤 信一君

長田 裕二君

新谷寅三郎君

松平 勇雄君

永岡 光治君

委員

植竹 春彦君

古池 信三君

郡 祐一君

白井 勇君

菅野 饒作君

寺尾 豊君

森 勝治君

横川 正市君

塩出 啓典君

村尾 重雄君

青島 幸男君

井出一太郎君

野田誠二郎君

竹下一記君

政府委員

郵政大臣

郵政大臣官房長

郵政省郵務局長

郵政省貯金局長

郵政省簡易保険局長

郵政省人事局長

郵政省経理局長

事務局側

常任委員会専門員

竹森 秋夫君

山本 博君

上原 一郎君

中田 正一君

溝呂木 繁君

事務局長

常任委員会専門員

竹森 秋夫君

本日の會議に付した案件

○簡易郵便局法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(近藤信一君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
昨二十二日、久保等君が委員を辭任され、その補欠として横川正市君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対し、質疑のある方は順次御発言願います。

○横川正市君 きょうは、簡易郵便局法の一部改正法律案と関連させながら、公社化の中で、小局の取り扱い方というのはどういうふうな取り扱い方をされるかについて、質問をいたしたいと思います。

まず最初に、実はいろいろな関係を見たんでありますけれども、小局運営についての省側のまともった意見というものがほとんど出されておられません。ことに、これは公社化への一つの事務的な問題として、いままです新聞等にあられた郵政事業公社化関係の記事の、大体一年くらいのもので、集録なんでありますが、その集録の中で、東洋経

済が四十四年の十月の十一日に社説を掲げて、公社化の問題と関連させながら、郵政省というものは経営についてもう少し抜本的な白書みたいなものを出す必要があるんじゃないかという記事があるわけでありまして、そこで貯金、保険、郵便と区分をして説明をしようというのではなしに、小局運営について経営的には一体郵政省としてはどういう考え方を持っていられるのかという点を、まず冒頭にお聞きをいたしたい。

○政府委員(野田誠二郎君) この郵政事業の公社化につきましては、御承知のように、郵政審議会の中におきまして、約一年近く非常に熱心な論議がかわされたのでありますが、いま先生が御指摘になりました小局の経営という点につきましては、いろいろ記録を調べ、その他私調べしましたけれども、それは審議の中では言及をされてないようでございます。ただ郵政事業、これは郵便、貯金及び簡易保険を含めてでございますが、これら三事業が非常にむずかしい時期に際会しておる。したがって、これらの事業につきましても、民に対するサービスの向上ということ及び経営の効率的な運営といえますか、こういうことを目指すということ、この公社化ということが論議され、かつ公社化が非常に採用に値する、あるいは検討に値する手段であるという趣旨の答申が出ておるのであります。その限りにおきまして、この小局の経営につきましても、現在やはり各事業が直面しております曲がりかどと同じような曲がりかどに來ておるようには考へるのであります。公社化されました場合には、置局の問題なり、あるいはその小局の経営等につきましても、少なくとも国営であるいまの時点よりは、なお私は、何と申しますか、効率的に、あるいは機動的にできる面が出てくるのではないかと、かように考へるわけでございます。

○横川正市君 抽象的な考え方ということで聞きたいんですが、三事業という縦の割り方で検討すること、これは一つの検討だと思ふんですが、私はやはり郵便ならば郵便の中の管理費、それから現業費それから現業費の中でも普通局の段階と、それから特定局の段階と、少しこまかに分けて検討する必要があると思うわけなんです。それは何かといえますと、主体として普通局等の取り扱いを中心として、管理費と特定局経費というの、実は経営の中ではおんぶをされている状態にあるわけなんです。だから、もし経営的に見れば、管理費についてはどうあるべきか、あるいは小局の運営についてはどうあるべきかという、これをやらないと、郵便事業の収支だけをとったんでは、実は全体をとらえることができないんじゃないか、そう思うので、その点からあつちこつひねくつてみたんですが、小局運営についてはほとんど検討されたあとがないんじゃないかと思う。で、小局を検討されておらない最大の原因というのは一体何なのかという点をとらえてみますと、これはどうもやはり小局というのは特定局、特定局というのは特定局長を長とする局、これは郵政省ではいささかタブーの状態にあると、そういう政治的な面が強くこの面の取り扱いがあまり十分にされておらないんじゃないだろうかというふうに思われる節があるわけです。普通、経営的に見まして、たとえば銀行であるとか、あるいはい

いるんじゃないかというふうに私は考えるわけなんです。そこできょうは、実は非常に政治的な問題を含んでおりますけれども、これは切り離して議論したいと思ひます。なぜかといいますと、私どもの立場から政治的な問題を取り上げますと、これは経営とは別個に問題を扱われる危険性が非常に強いものですから、ぜひこの政治的な問題は切り離して議論をしたい。ですからこれは、ひとつ混同しないで考えていただきたいというふうに思ひます。その取り扱いは一応私のほうではそういう取り扱ひをいたしますが、郵政では貯金とか保険とか郵便とかいう縦の系列で現在の郵政事業というものをしているというだけではないに、小局という立場に立つての運営をどういうふうにかえられてゐるか、これは実は全然資料がないものですから、私としてもつかみようがないわけなんです。それをまずお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(海田木繁君) ただいまお尋ねの中に、郵政省の中で小局関係についての経営的な分析がなされてないというふうに御指摘になったわけですが、事実そうだった取り上げ方を期待してありません。ただその理由は、政治的というふうな御発言がございましたが、実は私どものほうで普通局等についてはかなり突っ込んだ経営分析をいまなしてあります。そこで、なぜそれでは特定局方面の経営分析は困難かと申しますと、実はその小局一つを全体としてながめるのに、どうしてもやはり郵便、貯金、保険という三事業別のそれぞれの経営分析をして、それを最後にまとめてその局の経営分析をせざるを得ないということになります。と申しますのは、たとえばその三つの事業を一本に把握するデータが出てこないわけでありまして、と申しますのは、貯金ならば当然その貯金の残高というのを見なきゃならぬ。そして、貯金の受け払い件数を見なきゃならぬ。そして、それにかかったコストがどれだけであるか。郵便については非常にむずかしいんですが、引き受け、差し立て、到着、配達と、そういうような部門別に分析する。そしてそれぞれにか

かったコストをそれに比較してみると、こういうことがどうしても必要になります。そうしますと、普通局のほうは幸いにして総合服務局も少しありますが、大部分が単独服務局で、しかも分課ができておりますので非常に分析の把握、各事業の分析をするための資料の把握は簡単でございます。したがって、そういう方面から気をつけております。御承知のように、特定局方面は総合服務でありまして、しかもそれらの経営分析をするための資料の把握ということが非常に困難をきわめておるといふのが実情でございます。しかも、ある推定を行なえば、特定局方面の経営分析ということも可能であるというふうにかえております。と申しますのは、過般、衆議院においても、参議院におきましても、簡易局と特定局の経営比較ということをお尋ねになりました。私、お答えしておりますが、ある一つの擬制をすれば、やや正確度は不十分ではございますけれども、そういうことは可能かと思つておりますので、いづれその方面にも分析してみたいと考えております。ただ、御指摘のように、現在そういう特定局関係についての詳しい経営分析資料はないということでは確かであります。そこで今後われわれとしましては、現在やっております普通局関係の経営分析を小局方面に進めてみたいということ、一応計画はいたしておりますという段階でございます。

○横川正市君 これはまた、ひとつさかのぼりますけれども、郵政審議会に答申をされたときに、これは非常に大幅に内容というのがいろいろ書かれておるわけですが、私は、実はこの審議会の答申を見て、答申の本文よりか付記として出された、たつた四行というものが非常に大切な内容を持つてゐるんだというのを見ておるわけなんです。この付記の中に、一つは「公社化によるメリットが明らかでなく、それから二つ目は「今直ちに公社化すべし」との結論を出すことは疑義があり、「第三番目に「慎重に検討すべき問題である」というこの三つですね。全体の本文よりか、本文

の中でいろいろ言われていることをきわめて端的にあらわした文章だというふうに見ておるわけなんです。一体なぜこういう付記のほうに問題かといふんです。実は、私は公共料金の関係についてもいふんいろいろ検討してみました。ことに水道料金とか電気料金とかガス料金とか、そういうようなものと関連させながら、公共というのはいかなるものか。たとえば警察が担当している公共性というのはいかなるものか、あるいは消防なんという場合にはどうか、道路とか公団とか病院だとか教育だとか、そういういろいろなものを検討してみても、郵政事業の場合に持っている公共性というものは一体どういふことなのかという点を、いろいろ料金問題を関連させて考えてみたんですが、的確なものをとらえて、これだと言ひあらわせない非常に複雑さというのがあると思ひます。ことに、これは保険と預金と郵便との三事業が一体であるというところが、まず第二の複雑さを持っている。それから企業形態が、これがいま言ったように、主体である郵便であるいは貯金、保険という現業、これに対して管理部門とそれから請負その他を持つておる特定局部門と、どういふふうな関連性を持たせるかということも、なかなかこれはきちつと説明することはできない、そういう性質のものなわけです。だが、これを非常にきつりさせて答えを出すということが非常にめんどろな

ので、私は、この付記の中に出てゐるような性格が出てきたんじゃないだろうか、それがまた、先般予算委員会でもちょっと大臣に質問をいたしましたけれども、前大臣とそれから現職の大臣との間の取り扱ひの違いというの、実はこの複雑さの中から生まれてきてゐるんじゃないかというふうにかへ思ひます。そこで、これを一つ一つどういうメリットがあるかというのを分析をしていかないと、なかなかこの答えが出にくいので、その中でも、小局というのはい体どうなんだろうかという点を考えてみたわけなんです。一つ、たとえば、小局運営

の一つの形としては、業務推進連絡会議というのがありますね。業務推進連絡会議というのは、これは言つてみれば、郵政局があつて普通局があり、あるいは地方局があり、そういういろいろな形のものがあるが、その中の特定局部門を管理し、指導するためにつくられた一つの連絡機関というふうには実は私も考えるわけなんです。ところが、その中の、これは特定局長も従業員も一切これは入つてゐるわけですね。ところが、その一面に、特定局長だけの私設の会というものがつくりだしてゐるわけなんです。その特定局長会と業務推進連絡会というのはい体どういふことなのか、これは歴史的に経過的に私どもの承知してゐる分では、これは特定局長会というのはい体私的な団体であつて、郵政省の関与しておらないものである。業務推進連絡会、これはもう一貫して縦の流れを、これを伝達し、監督する、そういう意味のものである、こういうふうになつておるわけなんです。ところが、現行をちょっと見ますと、特定局長会というものと業務推進連絡会というものは、役所の、まずほとんど同一人が取り扱うような形態にだんだん変わつてきております。ですから、最初の考え方の中にあつた私設の特定局長会と、それから官製の業務推進連絡会というものは、実は分けた時点から見ますと変形してきてゐる。変形してゐることが時代の要請であり進歩である、こういうふうに見るのかどうかという意見もあるわけなんです。一体、郵政省としては、いま現状の段階に立つて、この二つの相関関係といふすか、あるいは内容とか、こういうものをどういふふうにかへ判断をされておられるか、この点をひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(野田誠二郎君) まず、お話のございました特定郵便局長業務推進連絡会でございますけれども、御承知のように、特定郵便局——これは集配局、無集配局、これは全国に約一万六千局、全国津々浦々までございます。まず第一次的に、これら各地に存在しております特定郵便局の管理、監督、これは郵政局長が責任をもつてや

ておるわけですが、何にいたしまして、非常に大きな郵政局におきましては、二千をこえる特定郵便局を抱えております。したがって、なかなかこれを管理、監督、統括するといましても、なかなか容易でないわけでございます。この点から、特定局につきましても、業務の推進、連絡を行なわせるという、言うならば、郵政局の意向が特定局の末端にまで浸透すると同時に、特定郵便局の末端における実情が、十分中間管理機関であります郵政局にまでこれが反映をし、日常の管理業務に十分生かされる、こういう本来の管理監督の補助的なものとして、公的なものとして公達によりまして特定郵便局推進連絡会というものがつくられております。いわゆる業務推進連絡の内容につきましては、業務の正常運行、事務能率の向上、事故・犯罪の防止というのが第一点でございます。第二点は、講習会、業務研究会、レクリエーションその他能率増進のための施設、三番目として、最近非常にこれは大きなウェートを置いております貯蓄奨励でございます。第四点は、周知宣伝ということとその業務の内容としていろいろの連絡、指導がでますと同時に、地域的な連帯感、あるいは特定局長というところにあります相互扶助の精神といえます。共助共励という点から、特定局相互が業務上の連絡を緊密にいたしまして非常にこの制度というものが効果をあげていると、私もほかのように確信をいたしております。もう一つお尋ねのありました全特につきましても、これは御指摘のありました非常に古い歴史的な沿革もあるものであります。これは全く私的な任意団体でありまして、現在一万数千の特定郵便局長のうち、ほとんどがこれに加盟している、かように考えております。これはその規約にこの全国特定郵便局長会の業務なり目的なり、こういうのが規定してあるものであります。全特の目的とするところは、勤務条件の改善と特定局長の社会的、経済的

地位の向上をはかるとともに、郵政事業の発展に寄与するということを行なっているものであります。先ほど来申し上げております私的な任意団体であります。御指摘がありましたように、この特推連につきましても、特定局長会につきましても、いずれも特定郵便局長を構成員としている点は御指摘のとおりであります。組織は全く別個のものであります。目的としましては、特定郵便局長の勤務条件の改善なり、社会的、経済的地位の向上ということとで郵政局あるいは本省といったようなもの、こういう観点からの、労働組合法上の組合ではないのであります。こういう意味でいろいろ折衝をする、こういう活動をしております。それから最近におきまします傾向として、一部御指摘のありましたように性格は全然別であります。が、これは事実上、特推連と全特の役員というものがほとんどダブっているというの、そのとおりであります。ただ特推連におきましては、連絡が、一部ほんのわずかの区域が違っており、そのメンバーも違うという地域がございまして、御指摘のようにほとんどの者がダブっている、こういうふうになっておりますが、これはむしろ結果的にそういうことになっていくと、かように考えております。

○横川正市君 これは非常に面白い話だけれども、最近の労働管理の中に、全通の組合員はいるけれども郵政職員はいないというふうなことで盛んに職員意識を高揚するということがあります。しかし、実際にはこの特定局長会というのは、職員の中、いわば管理職に該当する立場の人たちですね、その管理職の立場に立つ人が——系列的に言えば郵政局長の任免、それから分限令それから懲罰その他の監督下にある地位ですね、身分は公務員である。だから、そういうことから言えば、特別に何か横の連係を持たなければいけないというふうなことはないという判断があつて、その上にできたのが業務推進連絡会である。こういう歴史

的経過があるわけですね。当時の見方からすると、任意団体の特定局長会というのは、歴史的に古くからこれはなくせと言つても無理だろう。しかし、郵政省の機構の中の特定局の問題についての取り扱いは業務推進連絡会で行なう。これは私的なものである、こういうたてまえを貫かれてきたものだと思ふのですが、それが最近非常にあいまいになってきたのは、いささか主客がかわつてきているのではないのか。いわば上部に對する陳情でなく上部を動かす団体というふうになつてきているのではないのか。そういう点が一つの問題としてあるのではないかと私は思ふのですがね。その点は、会議の持ち方一つ見ましても、業務推進連絡会を招集される。そうすると、その会議のあとに私設の特定局長会が開かれる。まあそれが逆の場合もあるという、前に私設の特定局長会が開かれ、あとから業務推進連絡会が行なわれるというふうな形勢がとられておるようになつておる。私は、これがいいか悪いかはひと

そういう問題を経過的に指摘をいたしておきたいと思ひます。そこでもう一つは、この現在の全特あるいは業務推進連絡会——まあ全特のほうがきつめて強い力を持つておるようですが、この全特側からいへば小局運営をしている担当者として、公社化の問題について何らかの提言というものがあつたのでしょうか。あればどう内容のものか、ひとつお知らせいただきたいと思ひます。

○政府委員(野田誠二郎君) この郵政事業公社化が審議せられた特別委員会における審議の過程におきまして、会議の席上特定局長側の意見を聞くということで、全特の代表者を呼びまして意見を聴取をいたしております。その際におきまして特定局長側といひますか、全特の代表者の意見は、現在の特定郵便局制度というものに非常に何といひますか、いい制度であるということにつきまして、特定郵便局制度の存置ということの主張がなされております。そのほか事業に關しましては、郵政三事業の一体的運営ということ。その他貯金及び簡易保険につきましても、いろいろな意見の開陳がなされておる記録が残っております。

○横川正市君 これは、全特の機関誌「全特」の四十四年の六月二十日の七月号なんです。ここにこういふ——名前を省略いたしますが、「公社化問題について懸念を持っておられる人もあるようであるが、しわ寄せが特定局にくるようなことがあつてはならぬ。来月、会の意見聴取が行なわれるが、遺憾のないよう手を打ちますので、ご安心を頂きたい」といふ、仲介の人がいろいろ世話をやいている記事が載つておるわけなんです。これはどういふ働きかけがございましたか。私はちょっとわからないんですが、公社化問題について特定局にしわ寄せがくるというのは、どういふことなのか。ちょっとしわ寄せというのはどういふことか、私は、実は局舎の提供義務だとかあるいは自由任用制度だとかいうようなものは、これは別個に切り離してものを考えております。そこで公社化されたらそういう局舎の提供義務だと

か——これは局舎が直轄になるというのでしよう。それから自由任用制度、これは広く地域から適材適所で人材を選べるということだと思ふんですが、それと公社化されたら急に変わらなければいけない要素というのは、実は私は考えられないわけなんです。そのほかに、しわ寄せが特定局にくることがあつては困るから、ひとつ私が郵政省側と話し合つてそういうことのないようにいたしましようという約束をされておるわけなんです。そしてまた、こういうことになつたから御安心いただきたいと、こういう話なんです、一体これはどういふ話があつたのか、この際ひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(野田誠二郎君) この特定郵便局制度につきましては、非常に沿革的にも長い論議の対象になつておること、これはもう周知のとおりでございます。したがいまして特定郵便局長の集団であります全特におきましてこの特定郵便局の将来につきまして非常に關心を寄せているのは当然でございます。したがいまして、制度に関する委員会というふうなものを全特の中につくつておる。この制度の委員会の中におきまして、この特定郵便局制度の将来の方向、あるいは現状の検討というふうなことをしておるうちに聞いております。その中におきまして、特に公社化の論議というものが非常に關心を呼んだやうであります、先ほど御指摘の公社化のしわ寄せが特定局だけにくるのはごめんこうむりたいということの、その話といひますか、論議の意味でございますが、これは推測であります、公社化論議が出ましたが、これもそのものは郵政事業の財政の硬直化というふうなことが、直接の契機になつておるというふうな観点から、公社化即経営の、といひますか、企業の効率化あるいは独立採算制ということを非常に追求されるあまり、公共性という観点といひますか、これが非常に影が薄くなつてくるんじゃないか。したがいまして、現在の特定郵便局の非常にへんびな地域にありますあまり、業務の取り扱い量の少ない特定局等については、何といひますか独

立採算制あるいは企業性の追求というふうな点から、非常にその存廃までが論議せられるのではないかと懸念があつたやうであります。したがいまして、全特の組織としてはそういう懸念にこたへる意味でいろいろ動きがあつたやうに聞いておりますが、答申が出ました後におきまして、全特として正式に省側にそういう趣旨の申し入れ——公社化になつても、そういう取り扱い量の非常に少ない局をつぶすとか廃局にするとかいふようなことはしないやうにしようということ、それに限りませう、正式な申し入れといふものはいまだございせん。

○横川正市君 私は、特定局長側の気持ちがいへんよくわかるものですから、その気持ちをあまりいろいろの意味でせんざくをし、そのせんざくをかつてに発展させることはいたしません、問題は先ほど言つたやうに、小局運営を経営的に見る場合と、それから従前の親方日の丸的に公共性を非常に高く追求される場合とでは、結果といふものが違つてくることはあたりまえのことだと思ふ。しかし、あたりまえのことなんだが、現状の体制からすれば、公共性を失つてしまつたらば利害関係で非常に大きな被害をこうむるから、その被害はできるだけ避けたい、こういうことが主たる考え方だといふことならば、これは非常に消極的な問題じゃないかと思ふのです。私は逆に、前回もたしか通信委員会でも話をいたしました、小局を持つてゐる強みといふのをどうやったら發揮できるか、これは小局運営の立場に立つてゐる特定局長さんは、これは管理職でもありますし、それからいってみれば企業の責任もあるわけですから、自分の利害だけでものをいひないで、どうすれば企業を拡大生産的に持つていくことができるのか、そのことによつて自分の地位といふものが有利になる。これはあたりまえのことですから、そういう持つていき方をなせしないのかといふ、その體質を突は、私はお聞きをしたいわけなんです。いわば私は、業務推進連絡会がよいといふやうに一方的には言ひま

せん。しかし、全特という組織の中にあるものは、実はこれはきわめて保守的であつて、小局運営に前向きに意見を出すやうな機構になつていないのじゃないか。この点は、私はかえつて一生懸命団結をしてやつていて企業にはマイナス点を稼ぎ、みづから墓穴を掘るといふ、そういう結果が時代の推移とともに出てきてゐるのじゃないかといふやうな気がするわけなんです。だからそういう意味では、小局を経営するのには一体根本的には何かといふと、二万に近い窓口を持つてゐるということを、どうすれば拡大生産的にこれを使うことができるのか。その拡大生産的にこれを使うに現行制度に支障がある、それならばひとつ公社化へこれは切りかえたほうがいいじゃないかといふ論議が、この中であつて実はしかるべきじゃないか、といふやうに思ふわけなんです。どうも先ほどから言ひますやうに、小局についてはほとんど論議らしい論議をしておらない。私は、窓口をこれだけ全国に持つてゐるということは非常に大きな強みだと思ふのだけれども、その強みかどううかといふ評価については、郵政省はどういふうにお考えになつてゐますか。

○政府委員(野田誠二郎君) ただいまの郵政業務の窓口が、それこそ全国津々浦々二万近くもあるといふことは、先生御指摘のとおり、これは郵便事業に限らず郵便貯金事業、簡易保険事業につきましても、事業が国営であるといふことと同時に、津々浦々にまで営業網を広げて国民に日常親しまれる窓口を開いてゐるというところは、これは何といつても一番の強みだらうと、かように考えております。

○横川正市君 私は、公社化の問題が論議される過程の中で、本来的には郵政省が一体どつちを向くかどうか、あるいは料金がどうなるだらうか、幹部の任期がどうなるだらうかといふ、いろいろそんな論議より先に、いま持つてゐる郵政省の経営上の困難は一体どこに原因し、何が欠けていて、どうすれば解決するかといふ、そういう話の一番根本に実は小局運営といふのが出てこなければいけないんじゃないかといふふうな思ふわけがあります。この小局運営を無視してゐるところに、私は一番重要問題を手がけておらない欠点があるように思ふのですが、この点はどうでしようか。先ほどちやうど総理局長が答弁しましたやうに、縦の線でものを考えていると言ひけれども、縦といふのは業務のいわゆる流れとか推進だけを見るものなんです。成績が経済的に効率的にどうなつてゐるかは末端の窓口を見なければいけません。その窓口を見ておれば、特定局の窓口といふものは、一体これはこのままでのいかどうか、あるいはどうしなければいかぬのかといふ、そういう点が出てくるんじゃないか。私は一例を言へば、たとえば二人局で二人局の生産性と給与の關係は大体平均でいいんですか、どういふやうになつてゐますか。

○政府委員(清田繁君) 二人局についてのお尋ねでございますが、生産性と給与といふ点ばかりお答えがいまちよつとできないんですが、たまたま簡易郵便局との關係で二人局の経営比較をするために集めた資料がございまして、それで申し上げますと、これは四十三年度のときの資料でございます。二人局は四十八局ばかりを抽出して、その一局平均を出したものであります、そのときの費用が一局当たり二百八十八万五千円かかつております。したがいましてこのときの費用全体のうち大部分が人件費と見ねばなりません、二百万以上のものが二人局の人件費といふうに見ますと、これは局長一人、それから事務員一人でございますので、当然局長の給与は一般事務員より相当高いので、局長の人件費は百万円をこえてゐるといふふうな推測されますが、個別にそういう資料がございまして、一局平均の総費用といふ形でございまして、御質問に十分お答えできませんが、私の手元にはそういう数字が出ております。

○横川正市君 そこで私は、局舎を置く場合に、そこへ責任者、いわゆる監督者といふやうな立場の人がいなければならぬといふ従前の考え方、

これは経営面から見ると実に高い公共性だけは迫及されるけれども、まず成り立たない。こういう結果が出てくるんじゃないかというように思うわけなんです。これは地域的に集約的に管理者を置いて、そしていわば改善の責任者を置くというふうな変え方をするとすれば、これは変え方に對して郵政省としてはどういうお考えでしようか。もしそういうことでは監督が行き届きで十分な業務その他の面から見ても都合が多い、こういうふうにお考えになっておられるでしようか。その点をひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○政府委員(野田誠二郎君) 非常に小さな特定局にまで監督者といいますが、局長を置く——局長を配置する必要があるかどうかということのお尋ねかと思ひますが、いづれにいたしましても、非常に小局といひましても、公共性の強い郵政事業サービスを提供したておる機関であります。たとえ人数は非常に少なくなりましたが、やはり業務運行の管理のために何らかの形で管理者といひますが、責任者を置く必要はあるかと、このように考えます。これをたとへば——いまでも各地にございすけれども、普通局の分局のような形、こういう形にいたしましても、これは鉄郵などにその例が多いのでございすが、やはりその事情は変わらなかつた、かように考えております。特に特定局長の場合には、ただ管理、監督の業務だけを取り行なつておるわけではないのでございまして、共通業務についても責任を持ってやつておる。あるいは窓口事務にも携わるといふ実務的な要因というものが相当あるわけにございす。したがつて特定局長の給与の中には、ただ管理者としての分のほかに、いま申し上げましたような窓口事務に携わる、あるいは共通事務を取り行なう、こういうことの経費が含まれておるわけにございすので、たとえ監督者を置かないといひましたような場合との経費の差といふものは、それほど大きなものではないのではないかと、かように考えております。

○横川正市君 ちょっと飛躍をした質問になつたので、私の言おうとする点を明確にとらえておらなかつたかと思ひますが、ありますけれども、実は、私は主題が簡易郵便局制度の一部改正ですから、それとにらみ合わせながら小局運営というのを聞いておるわけでありまして、それじゃ簡易郵便局のいまのようになつて、責任体制とれますかと逆に聞かなければいかぬことになるわけですが、それは取り扱ひ量が少なくて、何とかいふことになるんじゃないかと思ひますが、実際にいまの特定局の実態を見ておりました、取り扱ひの問題とは別個に局長を置く、局長が必要であるといふ、そういう考え方で置かれていふといふ、そういう面があるわけですから、取り扱ひ量とか、あるいは責任の度合いとか何とかいふことは、かけ離れて任命されておるんじゃないかと思ひます。その点を改善する意見としては、たとへば地域性、これは何局になるか、十局になるか、十五局になるか、あるいは二十局になるのか、そういうような地域性を持たせた管理体制といひますが、あるいは業務指導責任体制といひますが、そういうものがつくられないかどうかといふことは、これはもういづいぶん前から試案として検討されておるところなんです。それは管理費をできるだけ縮めたいという意味がその中に含まれておると思ひますが、そういうことがあつたので、実は、私はそこへ質問を持つていつたわけなんです。従前の考え方、局があるから局長が必要であるといふだけでは、実は経営面からすればどうもやはり採算というものを度外視しなければならぬということになつてきます。そのかね合ひをどういふふうに解決するかといふことが、これからの小局運営の一つのポイントになるんじゃないか。これもここでは答えをすばり現行がいといふことではない。それかといふて、運営について問題があるといふことですから、監督者といふ立場に立つての管理形態をどうするかは、それを検討していただきたい、こういうふう

に思ひます。

それから、先ほどもちょっと触れました私設の局長会と業務推進連絡会の問題なんです。これは郵政省としては私設の問題について関係しない、業務上は業務推進連絡会が主体であるといふたてまえをもつて、これからは続けられると思ひますが、これはどういふふうか。

○政府委員(野田誠二郎君) 御説のとおりでございす。

○横川正市君 そのたてまえが貫かれることが業務推進連絡会をついた趣旨でありますから、これはひとつたてまえは本音と違ひないように、ひとつ明確にしておいていただきたい、こう思ひます。

そこで、ちょっと触れましたけれども、給与関係では二人局で一つの見込みみたいなケースが出てきたわけなんです。この特定局の面では、たゞ、ちょっと私も制度的にどうなつていふのか、と、うろ覚えなんです。たとえば借り上げ局舎の局舎料の支払いを行なう場合にはどういふ形態の支払い方をしているわけでしょうか。たとえば統轄局を通じて契約金を支払う、これが筋じやないかと思ひますが、どういふふうになつていふのでしようか。

○政府委員(溝呂木繁君) 特定局の局舎料の支払い方法ですが、これは形態によつて三つに分類できるのじゃないかと思ひます。一つは、郵政互助会が建てていた分については局舎料の支払いですが、これは郵政局単位ごととその地区の互助会本部に郵政局で一括支払いという形をとつております。したがつて、現業の手をわずらわしておけません。それからいふゆる第三者所有の、いまの特定局長が持っているものでなしに、それ以外の者が持っているものについての局舎料の支払いは、これはいふゆる特定局の経理事務を一括して持つております指定局を通じて、その所有者に對して局舎料は支払われるといふふうになつております。それから特定局舎の所有者が特定局長である場合には、これは先ほどいふ議論になりました特定局長会のほうに各人が

委任状を渡しまして、局舎料の受領委任を一括いたしまして、その地区の特定局長会に一括支払う、これはもちろん郵政局単位に支払うといふことで、ちょっと互助会支払い方式と同じような形になつております。

○横川正市君 これは、局舎を提供する場合の契約はだれとだれとの間に行なわれるのですか。

○政府委員(溝呂木繁君) 郵政局長とそれぞれの所有者との間に契約が結ばれております。

○横川正市君 郵政局長とそれぞれの所有者との間に契約が結ばれているものを、なぜ私設の特定局長会が代理をするのですか。

○政府委員(溝呂木繁君) 先ほど御答弁しましたように、局長会が自動的に受領するのじゃないに、各人が委任状を渡しまして、局舎料受領の委任をいたしまして、その上に立つて郵政局のほうで支払うといふことでございまして、あくまでも委任関係といふことでございまして、それがたまたまその地区の特定局長会の会長といふものが委任されたものになつていふことでございす。

○横川正市君 これは、互助会に払われる一括支払い方式とは違ひますね。互助会はいくまでも互助会が局舎を提供するといふ立場に立つておりますから、それが本部であつた支店であつた、一括した支払い方式といふものがあります。ところが郵政局長とそれから局舎提供者との間で契約をされたものが、その加盟している別個の団体が委任を受けたからといふて、支払いをするという形式は、これはどういふ利得があるわけですか。どちらに利得があるわけですか。たとえば事務的に複雑さがあるとか、あるいは別個の何か利得があるとか、何かがあるのじゃないでしょうか。

それともう一つは、これは一括して私設の特定局長会に払つてもらいたいといふことは、これはどういふ経路で、どういふ契約条件で、いつから定められたものでしょうか。

○政府委員(溝呂木繁君) 先ほど互助会と同じ方式と言つたことについて説明不足でありますので

補足いたしますが、郵政局から支払われるという点が似ているという点でございまして、おっしゃいますように、互助会の分は、所有者そのものが互助会でございまして、その意味において、片方は委任状による受領であり、片方は所有者がみずから受領するという点について、違ひますので、補足いたします。

それからこれは、私担当でございせんので、けさちょっとその関係の御質問があるということであつて、勉強してきたようなわけでございまして、実はいつごろからそういう方式になったかということについては、いま確たる資料がございせんのでお答えを保留させていただきますと思ひます。

それから、その利便と申しますか、どういう理由で一括受領になったかということでございます。これも推測でございしますが、いろいろ各特定局長が局舎を建てるにあつて、ほうぼうから金を借りており、その支払いであるとかその他いろいろ内部の問題があつて、一括受領したほうが特定局長会側としては便利であるということではないかと思ひます。したがひまして郵政省側といたしましては、それが正式のいわゆる委任という形が整つておるということに着目すべきでありまして、内部事情につきましては、私も推測するのみでございまして、それ以上の確たることをお答えできないわけでございます。もちろんこちら側から一括して受領せよというふうに推し進めたものではありせん。

○横川正市君 これは、契約は郵政局長とそれから提供者との間で行なわれる。組織的に言へば、統括局、指定局、事務取り扱い局と申しますか、そこが支払いの担当者になるというふうにしておく必要があると思ひますが、どうでしょう。

○政府委員(溝呂木繁君) 結局、局舎料の受領者によつてきめていいのではないかと申して考へております。それが当然、特定局長あるいは第三者の所有のものをその個人が受け取りたいということであれば、支払いのルートはやはり指定局

で支払つたほうが便利かと思ひますが、一括受領であるとか、それから郵政局単位ごとに支払いが可能である場合には、郵政局で支払つたほうが會計的に便利な方法というふうに考へております。

○横川正市君 これは、私は郵政省側には、このことによつて何の利益になるものはないが、また個人で提供しておる局長にも別にこのことによつて何の損得もない。ただこれを受ける第三者が利益を受ける。利益を受けなければそういう繁雜な仕事を受けるわけはない。そういう意味で郵政省は第三者が仲介に立つて利益を享受することを認めて局舎料を支払う、そういう方式に賛成をした、こういうことになりませんが、そういうふうに理解してよろしうございしますか。

○政府委員(野田誠二郎君) 局舎料の受領につきまして、その貸し主といひますか、局舎の所有者が局舎料の受領について、代理受領についての委任状を郵政局に提出をいたしました場合には、いづれにしても局舎料を支払う側におきまして、これを拒否はできません。いんじやないか。それで、いま先生のおっしゃいました、委任をされた者が利得をするかどうかという点につきましては、われわれちょっと関心をいたしてない次第です。

○横川正市君 不正があるということを言つてわけじゃないんです、私は。そこで、まあこれはあなたのほうではお困りな点があることも私のほうで承知しているから、質問をちょっと別にかえますがね。当然支払うべき局舎料が、局舎提供者の手元に入るときに、いろいろな意味で正確な数字で入つてきていない。それは本人の自発的意思によらないで、いろいろなものが差し引かれて渡されていくという事実もあるんで、私は、これはひとつあなたのほうで十分検討していただきたいと思ひます。そのためには、いろいろなことがあるように思ひます。これは根本的には局舎を提供している側が局舎を提供することによつて利得がある。局舎を提供することによつて有形無形の利益がある。そこで、局舎を提供させるいろいろな

工作が行なわれる、こういう一面が一つあると思ひます。

それから、もう一つは、これは唯一の特定局長、いわゆる公務員であり、郵政省の組織規程の中でも管理者であり、そして服務規程その他については、一般の職員と何ら変わらない。いわば強い、そういう立場にあるけれども、民舎を提供しているということだけが一般職員と違う立場ですね。そういう立場から要求できるのは、これは一般社会の経済情勢に伴つて変革をしていく局舎料の値上げを郵政省に対して陳情をし、要求することができ。そして、また郵政省は、それにこたえて適切な料金を払わなければいけない、これは当然の契約だと思ひます。そういうたてまえに立つていられるものと私も理解をいたしますから、この点は、やはりもう少し筋道を立てた解決策といふものがあつていいんじゃないか。私は、なぜこの点に触れるかといひますと、局舎を提供している側と郵政省との関係は、これは大野さんが事務次官のときに明確にしてのわけなんです。これは、まあ提供者の意思によつて変革されるものでなくて、借り上げている郵政省の立場、それは非常に高い公共性といふものを追求する立場に立つて、局舎を貸さないと言つたら郵便局がなくなつてしまふというやうな、そんなものではないに、借りた側の意思といふものが十分に相手側に伝えられるという条件に立つて、局舎といふものは借り上げているのです。これは局舎の契約の中の郵政省側の有利性といひますかね、こういったものが明確にされておつたわけなんで、私は、それだけに適正な料金を払ふ必要があるんだと、こういうふうに思ひます。ですから提供義務がこの経済状態によつて変化をするから、いやとつても私のところは非常に土地が高いです、人通りがあるから、郵便局よりかたばこ屋のほうがあるから、だから郵便局をやめたいといふことを、簡単に受け入れ難い契約条件といふものを持つていられる私は契約だろつと思ひます。だから局舎料は適正に払いなさい。これ

は、私はそういう点を当然主張しなさいかぬと思ひます。そのことと、それを受け取るということによつて、何らかの有利な立場といふものを得ようとする点については、私はこれはいささか間違つていられるんじゃないか。だから当然契約者と提供者との間に、明確に契約をしなすしてもらわなければいかんと思ひます。なぜならば第三者が介入して、そんなきつい義務を履行させられるわけがない、それを履行させるといふことは第三者が責任を持つて契約条件に判を押すわけがないわけですから、だからもし、それがあつたらば、委任条件の中にそれだけのものが入つていると判断していいかどうか、その点がやはり問題になるんじゃないか、こういうふうに思ひます。これはひとついまの方式がいろいろ行なわれておりますけれども、検討していただくうちに、私のほうからお願ひしておきたい。以上です。

○政府委員(溝呂木繁君) 先ほど御答弁申し上げましたように、契約は省側と提供者との間に行なわれる。ただ局舎料の受領だけが委任されておるという形でございます。したがひまして、私のほうとしては、正規の委任状といふものが出されておれば、その者に対して支払うのは問題ないと思ひます。ただ、そうすることによつて委任受領された金額が正当本人のところまで届いてないといふやうなことがあるとすれば、これはわれわれとしても、せっかく委任受領を認めた以上問題がございまして、その点につきましては、委任受領した者に対して、そういうことがないようによく今後、もしそういう事例があるとすれば、そういうことのないように指導していきたいといふふうに思ひます。

○横川正市君 これは、いますぐどこでもいいですから、あなたのほうで支払つた金額は幾ら、局長が受領したやつは幾らというのを出してみて下さい。そうすれば受領した金額といふのがどれだけ低い金額になつていられるかということが明確になる。これはもう私設の特定局長会としては、いかにも費用がかかり過ぎています。もう少し私設の

は、私はそういう点を当然主張しなさいかぬと思ひます。そのことと、それを受け取るということによつて、何らかの有利な立場といふものを得ようとする点については、私はこれはいささか間違つていられるんじゃないか。だから当然契約者と提供者との間に、明確に契約をしなすしてもらわなければいかんと思ひます。なぜならば第三者が介入して、そんなきつい義務を履行させられるわけがない、それを履行させるといふことは第三者が責任を持つて契約条件に判を押すわけがないわけですから、だからもし、それがあつたらば、委任条件の中にそれだけのものが入つていると判断していいかどうか、その点がやはり問題になるんじゃないか、こういうふうに思ひます。これはひとついまの方式がいろいろ行なわれておりますけれども、検討していただくうちに、私のほうからお願ひしておきたい。以上です。

局長会として局舎料の支払いその他について中間で金を抜かないようなことをしないと——これは、局舎提供者は局舎提供をして利得を受けているわけではないのです。非常に少ない、通り相場からいへば低い金で受けているわけですから、これはひとつ郵政としては、当然契約しました料金が、ちゃんとその局長に入るように、そういうシステムにすべきだ。それから局長の得た利得の中から特定局長会の費用を幾ら納めるといふことは、私はこれはもう局長の任意ですからあたりまえ、義務行為として当然そうあつてしかるべきだと思ふんです。中間で抜かれて渡されるということとを義務付けられているという立場は、これは、あなたのほうでは委任があれば金を払いますというけれども、決してそれは正常な状態ではないというふうに思ふますから、その点は契約者とそれから被契約者との間の義務行為をもつと正確に行なつて、あとは個人の自主的判斷によつて行動する、あるいは金を出すことにして一向かまいませんので、そういうふうなシステムに変えてもらうように、私のほうからこれは要望いたしておきたいと思ふます。どうでしょうか。

○政府委員(清呂木繁君) 委任受領した者があとどういふことをしているかというところは、私どもの直接関知する問題でございせんが、もしその間に不正な問題があれば、これは私も問題にしたいと思ふますが、もちろんその当事者とその会との間に、いろいろな義務的な支払いがあつて、それをその中から引くとか、いわゆる借り入れ金の利子をその中から支払うとか、局長会の中のいろいろやりくりがあるんじゃないかと思ふのです。それはそれでその当事者間の合意の上で行なわれておるといふふうに考えますので、もし御指摘のように、本人の意思にかかわらず不法に、そういうものが押取られているというところであれば、これはやはり看過し得ない問題であると思ふますので、そういうことがないように今後指導していきたいと思ふます。

○横川正市君 私、不正とか押取とかいうこと

ではないのです、事務上の手続の問題ですからね。事務上の手続を突は自発的に自分から積極的にやる場合と、強制されて——違法ではない、不正ではないが、やられる場合とがあつて、その後者だと私は思ふのですよ。だからそういう強い意味で押取しているのではないかと、そういうことではありせんから、これはそういうふうな理解しておいていただきたいと思ふます。

そこで契約の場合の契約変更等の場合、たとえば、電電公社の合理化計画によつて、局舎のスペースが縮小した、当然これは契約要件の変更をしなればいけないというふうな場合があります。それからこれはまあ人員によつてスペースというものはきめられていくわけですから、そういういろいろな事情によつて変更をしなければならぬ場合、こういうときにはこれはそのときそのときによつて契約の変更というのが行なわれているわけですか。

○政府委員(清呂木繁君) 電通分離等によりまして、特定局のうち、不用になつた部分がござました場合は、たしか借り入れの対象からははずして、その分については以後借料を払わないということになるかと思ふます。ただ原状復帰義務というやうなことがありまして、詳しいことはちょっと私担当ではありせんので覚えておりませんが、何か原状復帰については、省側もある程度責任を持ちますが、一応借料の対象としてはそこからははずすということになつていふふうな思ふます。

○横川正市君 その借り上げの局舎の職員一人頭の坪数というものは、どの程度になつていますか。

○政府委員(清呂木繁君) 集配特定局ですと、一人当たりが十平米、それから無集配特定局が十六平米ぐらいになつていふことのようにございす。

○横川正市君 これは逆に、私は部分的にこの局舎の中の委託関係の業務が移転したあとを、これを局舎料の対象としないという、そういうことに

よつて非常に契約者のほうで不都合を感じているわけですね。これはいままでの局舎というものは局長宅とくついている場合あるいは分離している場合と比べますと、くついている場合が多い。いまは大体分離しているようですが、そのいままでも使われておつた部分があき家同然になつて、そのまま放置されているというふうな場合もずいぶんあちこちで見かけるわけですね。これはどうかと思ふんですがね。やはりある程度は従前の契約を履行する方向でいったらどうなんですか。そういう場合の、何といひますか、一人頭の局舎の広さという点だけに支配されないで、一つの契約として見て、その点をたとえば職員集会所とかレクリエーションにするとかあるいは休憩室に広げるとか、いろんな意味で使うことにして、借り上げの対象からははずさないという方向はとれないのですか。

○政府委員(清呂木繁君) その局の局状によつていろいろ違ふと思ふますが、まあ現状はかなり狭くて、たまたまそこで電通の合理化によつて、そこが出ていったというふうな場合には、その部分を利用する休憩室とかあるいはその他のものに転用するといふことについては、私どものほうもそれを借り上げの対象にするといふふうにしておるようございす。ただいろいろいふすでに広くて、そこへもつてきて、郵便局舎におきましては、電通が出ていきますと大部分が出ていってしまつたといふやうなことになるかと、それを全部借り上げの対象にするといふことは、あまりにも合理的な借り上げの基礎というか、理論がなくなつてまゐりますので、その分はやはり借り上げの対象からははずすといふふうにしておるのが実情でございす。

○横川正市君 これは実情をあつちこちで私どもも見まして、あき家同然にして放置されておる、これはもう提供者のほうではたいへんもて余しておる、しかも借り上げを何十年もしてきて電話分がなくなつたからといって突き離されるといふことはどうかと思ふので、その事情をやはりある程

度しやくし定木に考えないで運用されることが、この面ではいいんじゃないかと思ふのです。その点はひとつ検討していただくとして、局舎の減価償却という面ですが、これは借り上げがたとえ木造モルタルの場合に二十五年というふうな耐用年数というのがあるわけですが、二十五年を過ぎた場合の借り上げ料というのは、どういふふうな取り扱い方をしておるわけですか。それとも経済成長がずっと高まつてきて、一般的な物の値上がりその他がありますから、償却度とは実は逆に局舎料というものは高まつていっているんじゃないか、その比率は一体どういふふうになつていられるのか、ある程度まあ適当な料金とされているのか、この点は都市とそれから農村とは違ひましようけれども、大体大まかに分けて、どういふふうな状態になつていっているのでしょうか。

○政府委員(清呂木繁君) 特定局舎の借料の乗率といふものの中に、いままでは減価償却といふものをいれお話しのように見ておりましたが、最近これを減価償却及び資本利的のものを一本にしまして、元利均等償還率といふやうなものに置きかえております。考え方は同じことになつたと思ひますが、一応それでいさますと、三十年の九分元利均等償還率といふもので借料家賃乗率といふものを計算しております。そこでいさすにしろ、この三十年均等償還率といふのが出ましたのは、やはり一種の減価償却上の耐用年数を三十年に見たといふこと。こうなる前は、たしか木造二十五年、鉄筋六十年という耐用年数の減価償却率を見ておつたように思ひます。そこでいさすにしろ、この耐用年数が済んだものについての借料といふものはどうなるかと申しますと、これはもう一般の家賃と同じように、そのままずっと継続していくといふ形にならうかと思ひます。と申しますのは、当然われわれとしては借りておるものの現存価格のものについての借料でございすので、二十五年なり三十年たつた場合には、相手方がその家賃の中から使用に耐える形に常に修繕してい

く、あるいはそういうように、われわれのほうに使用価値があるように提供しておるといふ考え方になりますので、これはどうしても一般の家賃の考え方と同じように、償却年限が過ぎようと同じような形でもって家賃料率を上げていく、こういうことになっております。

○横川正市君 これは、私は提供者の立場で直営がいいのか、それとも自営がいいかなんというところの論議は抜きにして、償却年限が過ぎたら当然建てかえられなければならないことが契約者同士間で出てくるんじゃないかというふうに思うのですよ。当然払われていないものが他に消費されて、積み立てられておらないという計算のやり方なんか、変える必要があるんじゃないかというふうに思います、どうでしょうか、その点は。

○政府委員(清呂木繁君) 私どもは、やっぱり一つの家賃を払う場合は、一般の社会通念的な借料というもののにならざるを得ないというふうに思っています。したがって、一般の家賃等につきましてもその家賃の算出の中に、一種の耐用年数的なものを計算には入れておられますが、事実上はその耐用年数ごとにその建物を建てかえるという義務は、お互いの、その建物を借りる中に入っているんじゃないんじゃないか。ただ常にそういう状態に——こちらが住めるような、使用できるような状態にしておくとすることは家主側の義務かと思えますが、三十年たつたら一律にもう建てかえるとか、そういうことまで義務づけることは、一般社会通念的にはちょっと無理なんじゃないかというふうな私は考えておりますが、そういう考え方、まあ現在も家賃料率というものを考えているわけでございます。

○横川正市君 最近、局舎を建てかえなければいけない立場に立っている局長側に、局舎を建てるための資金による犯罪行為というものがぼつぼつ出てくるわけですね。これは、私はやはり郵政事業の面から見て好ましいものではない。だから、そういう点を無理をしないための幾つかの方針、方策というものが考えられていいんじゃないか、普

通の考え方からいくと、局舎提供義務というのは、これは政府が民間資金、これに一時的に依存をして、そして公共の用に供するための窓口を開く。これはもう一貫してそういう考え方、経営してきたわけなんです。その場合に窓口が不必要になるといふ場合は閉鎖するわけですね。経済の変動、その他によって窓口を閉鎖するといふようなことも、これは万々私どももやってはくれないというふうに思っています。先ほどもちょっと言いました契約というのには、もう少し普通のたな子と家主という関係ではない関係というものを契約の中に入れておく必要があるんじゃないか、こういうふうな私どもは思っています。これは一つの犯罪を起す要因をつくらないといふことにもなるわけですね。そういう点は厳格なことをやっておけば、新局舎以外、非常に局舎の建てかえ資金ということにあまり大きな予算を要するともなうけれども、逐次環境整備といふものができていくんじゃないかというふうな思っていますけれども、これは、これだけ物価が上がっている時期ですから、非常にむずかしいとは思っていますけれども、考えてみる必要はないでしょうか、実際に契約条項の中に。

○政府委員(清呂木繁君) 確かに特定局舎は一定の年限、かなりの年限がたちますと、いずれにしろ建てかえという問題が出てまいります。いま建てかえのために、御承知のように相当なインフレ下においては局舎料というもののだけで、その積み立てだけで十分に建物が建てかえられるかどうかという問題は疑問があるかと思えます。というのは、借料はあくまでも投資したものに對する一種の償還的な考え方でございますので、百万円建てた建物が三十年なり四十年なりたつて建てかえるときには、同じ使用に耐え得る坪数のものを建てようとするれば、それが二百万円なり三百万円なりかかるといふ問題で、この問題を借料の中から解決しようとする、相当の物価値上り率を見た借料にしなければならぬ、こういうことになりまますと、われわれ一般社会で見ていられるように償却を五年か十年ぐらいてしてしまいうように、借

料で取っておかないと、その物価情勢に即応した同等の建物を建てかえるための資金の手当てがでないといふことになるかと思えます。われわれの現在の借料というものをそのまま上げることにしているという財政上の問題もありますし、やはりいままでどおりの長い償還——木造で二十五年なり三十年償還といふものを考えた家賃料率にせざるを得ないかと思えます。そういういたしますと、どうしても特定局長なり建物の所有者がそれを建てかえるときには、相当の資金を必要とすることになります。この資金の手当ての問題でございますが、いろいろ特定局長会の方でもそれを心配いたしまして、個人がなかなか資金の手当てができないといふふうなものについて、いろいろあつておるというふうなものは聞いております。そのあつていふところによって、とにかくあまりにもひどくなつていふ局舎等については建てかえていくといふふうにしていっているかと思えます。そこで、このいわゆる特定局長会等とやっているものは、それで何とかありますが、特定局長会等を通さず個人でやるために非常に無理をして、犯罪を起したという例を過去において聞いておりますが、しかしこれはちょっと、いわゆる借料で解決すべき問題というところではないか、当然それぞれの資金ルートを通じてやるべきものでありまして、その犯罪防止のために借料で解決というのはいささか無理なことじゃないかと思えます。したがって、犯罪が起らないで、局舎建てかえの資金を獲得するためには、やはり局長会でいまいちいるあつておるようなルートを通すとかというふうなことにならざるを得ないのではないかとこのように考へております。

○横川正市君 そういう考え方、対処をされているのだらうと、こう私も思いますから、それならばこの提供義務に立っているものが、私設の特定局長会があつておる金を借りたらいのじゃないかというたてまえでいいかどうかという問題があるかと思ふのです、私は。これは非常に善意で金を貸してくれているわけじゃないので、一説に

よりまますと、やはりそこにもある程度借りた側と貸した側との間にいろいろな問題があるようにございまして、どうしてもやはりそういう公共性の強い窓口を提供する郵政省側が、もう少し長期年次計画を立てて解決をしていく問題じゃないのだろうか。それを提供者側の自由意思でございまして、そのままだにしておいていいのだからかという点が残るのじゃないかと思ふのですが、この点はどうか。

○政府委員(清呂木繁君) 現在のたてまえでも、特定局長会の所有者が、どうしても自分で建てられないといふふうな申し出た場合、また別の処理があらうかと思ひますが、現段階では自分が建てます。ただ建てるための資金のあつていふ、個人が資金の獲得のために努力するか、同じような立場にある者たちのいわゆる借利厚生を願う特定局長会あるいは特定局長協会、そういったものが一つの団体としてそういう資金の獲得のルートをつくるということもあるかと思ひます。またそういうことであるならば、やはり団体的な形でもって資金の獲得をしたほうが比較的金利の安いものが手に入る、そういう形になっているのじゃないかと思ひます。そこで、当然そういうところから借りるより、自分で資金のめどがつき、どうも自分は特定局長会あるいは協会の世話になりたくないという気持ちの方は、当然自分で資金の手当てをして建設をされることになるのではないかと思ひます。どうしてもいまのように、その資金の獲得にまで国が直接入っていくことについては、ちょっと問題があるのじゃないかというふうに考へております。

○横川正市君 そういう中へ国が入っていくことは問題がありますから、国がこれを行なうように変えたらどうですか、こういうことを言っておるわけなんです。ことに集配局の場合は、これは個人で負担をしるというのは大体いまのような事情じゃ無理なんじゃないでしょうか。無集配局のような場合は、ある程度のものであれば支弁できても、集配局の場合には非常にむずかしいといふこ

【参議院】

【参議院】

【参議院】

九

九

それは別途考究をしなければならぬ問題と心得ます。したがって、いま即座に、まあ横川さんも、それは法律の問題もあろうし、すぐには無理だろうと、こうおっしゃっておられますが、そういう点は他にひとつ別途考究の道を求めてまいりたい、かように存じます。

○横川正市君 これは、他の産業でいえば競争事業であり銀行とか保険会社というような形態を見ておきますと、非常にぜいたくに労働力を使っていますね。ほとんど大学卒業業者でまかなっている、労働力を。しかもそれは優秀な者を選択する能力を持っていますね。官営と民営との違いこそあれ同じことをやっているわけですが、それが非常に大きな違いが出てきていると思われ、それがそれから店舗の持ち方を見ますと、これは雲泥の差があるわけですね。どこへ行っても銀行とか保険会社というのはやっぱりな店舗を持っているわけですね。私は、これは官営企業ですから何もあれはどりばなものでなくても店舗を持つ資格があるのじゃないか、そういう面で、一体これはどういふふうにして解決することが出来るか。それから優秀な労働力を確保するという面も、店舗を持つという面も、郵政の場合には官僚だから、いや、そういう必要はありません、残り物でけつこうですというわけにはいかぬのですよ、実際にはそれをほどこしに——労働力を確保し、店舗を持つとすれば、いまのままでいいかと——ほどのものであつて、いまのままでいいという結論は一つも出てこないわけですよ。しかもそれが制度だ、歴史だと、そういうことに依存しておいてできるわけはないですよ。だから、その制度とか歴史とかいふものをもう少し分析をしながらこれに対する答えを探していくとすれば——むづかしい意見かもしれないけれども、私はこの間大蔵大臣に「保険とか貯金の最高制限額を取り払ったらどうでしょう」「いや、取り払ったら民間とたいへんに競合する」「そんなことはないでしょう」「どうサービスすることがいいかという選択の中に郵政事業というものが入っているわけであつて、その選

択をするのは国民なんですから、サービスをよくしようということがどうしていかぬのですかと云つて、大蔵大臣とやり合つたわけですね。そうすると大蔵大臣は、どうもよくわからぬからひとつ教えてくれと言ふから、教えてくれなくなつて、あなたのほうでは積み立て金をみんな持つていて運用しているわけだから、そうすれば集めてくる側がどういふふうになつていくのかはよく勉強してもらつて、こうしたほうがいいという意見を持ちなさいと言つて、話をしましたけれども、その大蔵省との関係についても、これから非常にたくさん大きな問題点が出てくるのじゃないかと思ふのですが、しかし、その中で少しだけ解決できるとすれば何かというと、これはやはり、もう少し貯金なら貯金がスムーズに増加し、預託利子がある程度オーバーして入つた場合に投資額へ回すことができるかどうかの、少しの問題だと思ひます。これは何百億ですね。それはもう一年に百五十億くらいずつ五年くらい投資してくれば相当改善策というのとれるわけですよ。そのくらいなものがないと一体剰余金として出てこないか、それが実は財産なんですからね。銀行はみんなあの店舗は財産です、評価して。すると店舗として持っているわけですから、私はそういうふうな財産として持つこともいいんじゃないかというふうに思ふわけですが、そういうことが出来るかできないか。現行官庁会計あるいは公社会計を切りかえてみたらどうかという一つのポイントになるのじゃないかと思ふのです。いまのままじゃとてもできないわけですが、公社になつて小局運営——しかも小局にある程度期待をかけることすれば、その面も一つの目標に置きなかつて、こう思ふのです。もつともこれはずさんな計画——ちょっとしたあれですからいろいろな点が出てくるわけですが、一つの目標として検討してみる必要があるのじゃないか、こう思ひます。いまのままでいいたら、これはどんどん上がつていきまふし、それから生産性を守つて支出がでないという状態もありますから、そういう点では長期に相

当大きな金額を借金してこれを払うという、その苦勞というものはたいへんなことになつていくのではないかと、そう思ひます。そういうことを見越して解決策を持たないというところは、これはどうも省としては少し怠慢のそりを受けるのじゃないか、そう思ひますが、この点はどうか。これは、大臣よりは事務当局が実際に担当しているのですから、いまのままでよろしうございませうということがあるのならば、それはどういふ解決策があるのか。それはひとつ答えとして出す必要があるのじゃないでしょうか。

○政府委員(澤田木繁君) 郵便貯金の剰余金を資産として持つという御質問のように私受け取つたわけですが、御承知のように、郵政事業は郵便、郵便貯金、保険という三事業をそれぞれ独立した形で進んでおります。したがって、郵便貯金で生じた剰余金というものは、それは第一義的にはその郵便貯金に必要な経費に充てるといふことだらうと思ひます。御承知のように、過去におきましてはいろいろな事情があつて郵便貯金は大きな赤字を生じておつた時代がございました。最近郵便貯金の伸び等によりましてその伸びが支出の伸び以上に伸びたために黒字を生じております。しかしその点、郵政会計にも書いてございまして、もちろん現行法規にも書いてございまして、この法規を改正するにしても、筋としては将来の郵便貯金の経費に充てるための剰余金として残しておかなければならないものではないかと思ひます。いざれ利子の値上げの問題も出てこようかと思ひますし、郵便貯金の伸びはいつもペースアップよりもよけに伸びていくかという点にも疑問が出てまいりますので、その将来のために剰余金として、積み立て金として確保しておくといいことが必要ではないかと思ひます。そうしますと、二番目に考えられることは、その剰余金は現金で剰余金として持つていくのではなくて、資産として持つていくことができぬかという点が出てこようかと思ひます。現に郵政事業特別会計におきまして収支に差額が出た場合、そ

の資金を建設の財源にいたしております。自己資金として建設に回しております。その限りにおいてはその資金が利益金であつたとしても建物としての資産という形で残ることが可能でございませう。したがって、もし郵便貯金でもってできた剰余金の一部、それが資産という形で保有できぬかという点ならば、私はできると思ひます。そこで、じゃその繰り入れ方法はどうかと云ふことになりまして、現在は郵政会計から郵政事業特別会計へ設備負担金という形で郵便局及びその他の地方貯金局とかへ、そういう貯金の持ち分から必要な分は郵政会計から郵政会計への繰り入れという形で進んでおります。したがって、そのルートを十分通すならば、いまでもその設備負担金をふやすことによつて郵便局舎の建設に回し得るというふうな考えます。そういうふうに見てきますと、どうも問題は、郵政省が建てるべき郵便局舎というもののほうをまず先に限定して、それに必要な建設財源をどのように確保していくかという問題になるかと思ひます。そしてその中で郵便貯金が負担すべき分があれば、これは当然郵政会計にそれだけの経費支出を要請するといふ形でもって設備負担金でもらえるというふうにならうと思ひます。

そこで話が前に戻るわけですが、集配特定局が建てられないのは金がないからだといふふうな前提で、そういう御指摘があつたように思ひますが、必ずしも——もちろん金があるないが大きなフクターではございませうが、それだけではないに、一つの方針の問題じゃないかといふふうな考えます。先ほど郵務局長から答弁がありましたように、たとえば定員何名以上の局は、しかも本人がこうした場合は国で建てるといふことがきまれば、それに必要な建設計画というものを立てまして、そして現在でもそれに必要な経費という点で——自己資金がない場合は、財投からございませうけれども、ことし、四十五年度百二十億繰り入れをいたしております。そういう形で行ないますので、いまの制度でも絶対不可能で

はなくて、むしろ郵政省が国費で建てるべきものの限定のほうに問題があるのではないかと、いうふうに考えます。もちろんその場合でも御指摘のように、公社化した場合のほうでそういうことの支出が案ではないかという御指摘かと思いますが、実はこの点につきましては公社化特別委員会でもなり議論がなされて、やはり公社化されましても郵便、郵便貯金、保険というものの事業の筋は通すべきではないかということで、それぞれのやはり独立性は確保しなければならぬ。したがって、財政的にも郵便貯金の黒字をそのまま郵便のほうに使うわけにはいかぬだろうという声が出まして、やはり公社化された際でもそれぞれの事業に必要な黒字はその事業において確保するという形になるということで、その点についてはいまだそう変わらないのではないかと感じがいたします。

それから、資金の確保の問題ですが、私も初め公社になればその資金の確保等はもう少し楽になるのではないかと思いましたが、現在の電電公社あるいは国鉄あるいは専売等におきましても、かなり予算の面では楽になっておいても、この借入れ金だけは、現在でも電電公社ですと公社法の中で借り入れは全部予算をもって国会の議決を経なければならぬという形で、現在でも予算総則の中に会計限度額というものが出ておいて、そして予算化されておるという形で、やはり外的な制約はたいして変わらないのではないかと、いうふう感じております。

○横川正市君 私は、いま説明のあったような内容はほぼ承知をして、それでなおかつ、いまの状態にどう対処するかという点をお聞きをいたして、皆さんは専門家ですから、私は聞きかじり程度でなかなかいい知恵もわかないものですから、それで聞いているわけなんです、剰余金の一部を資産として持てるかどうか、これは、私はやはり資産として持った資産が活動して、さらに大きな利益を生むようなものかどうかということによって、持てるか持たないかという判断

になるのだらうと思うのです。ですからそういう意味で、いままできわめて消極的な企業経営であったから、たとえば八カ年計画は——当初局舎が出たときの論議の中にもありましたように、ぼろの局舎でやっても百は百、新しくなっても百は百、新しくなっただけの投資額はそれだけ負担になります、だから建設計画についてはよほど見通しがなければ建てられませんというのが出発点であったわけですね、五カ年計画のとき、それが八カ年計画で修正されて、なおかつ建築資金をいま借り入れを受けて拡大をしている。その最大の理由は何かと聞いたら、やっぱり一般社会情勢からいって、いづれおくられていくのに、どうやら追いついていくかということが中心になって計画を立てられているわけですね。それも私は、やっぱり頭打ちがきた、もう少し前向きの何か拡大するものはないだろうか。まさか郵便を出してくださないと御用聞きに行くわけにはいかぬ。何かほかにならぬだろうか。そういうことがやれる状態というものををつくるために、店舗としての投資というものが考えられなければならない。そういう点ではやはり、これは改革をしていく余地があるというふうな考え方に立つて、この問題を解決してもらいたい。もちろんこれは先ほども、一番最初にもお断りしたように、政治問題は抜きにして、全く郵政省の経営をこれからどうしていくかというたてまえに立つての論議ですから、政治問題が加味してくると、またそれはいささか変わってくるかもわからぬし、与野党でこの意見はおのずと違ってくるかもわからない。しかし何にしても現状の郵政省の中で小局というものを運営するにすれば、どこかで一つの解決策を持たなければいけなしいし、その解決策を持つとすれば、一体何があるだろうかと、この模索は真剣にやってもらわなければいけないのではないかと。非常に簡単なことで、私がいろいろのことを申し上げましたけれども、あるいは参考になるかならないかは、ひとつ検討した結果でやっていただきたい、こう思います。それからもう一点、問題としてありますのは、

特定局長の任用の問題が最近出て、いろいろ変わってきていると思うのです。最初、実は私も手がけたわけですが、人事院の浅井総裁と、それから全通という労働組合の間で特定局長の任用に自由任用というのを入れたのは、これも大野勝三さんが事務次官のときに明確に答えられたのは、人事院から一応の一つの基準みたいなものが出てまいりました。たとえば、何人以上の局には何年経験とか、あるいは何歳とかいうものが基準に出まして、その末尾に自由任用というのがやはり人事院の勧告の中にも入っているわけなんです、そのときに郵政事務次官の答弁は、山間僻地であって、全く部内から任用しようと思っても任用することができない。そういう場合に、その地域に適任者がいなければ、これは適任者として局長にすることの道をふさいでいるので、たしか五項目六項目かにこれが入っているのです。こういう説明がされたわけですね。これは当時、私もは、それを一つの特定局制度というものの改革として、寄りどころにしておいたわけなんです、大体この期間も相当たってまいりました、任用の考え方のところが大体変わってきたようであり、その変わり方をとやかく言うわけじゃありませんけれども、いまもって省側の考え方の中に、地域社会との密着性とか庶民性とか、それから運営の経済性、能率性、こういうようなことが一つの選択基準になっているわけなんです、一体これは、そういう基準が現在やはり非常に重要だとお考えになるか、それともそうではないと考えるかという問題なわけですが、私はもう、たとえば駅の駅長さんは、顔が広くていいから一般民間からひとつ駅長さんになってもう人をさがしまししょうという話も、これはありませんし、それから民間でいえば、銀行の支店長さんを、これもまたたいへん有能な人で、この地域に顔がきくからこの人を採用しようということも、これはだんだんこれからはなかつたようであり、これよりも、もっと、小局に要請される責任者というものは、非

常にいろいろな意味でノーマルな人間であって、事務的に、あるいは社交上も、サービスの面も、いろいろな面で適任者と思われる者がやはり選抜されるという基準に変わってくるべきじゃないだろうか、こう思います、たとえば財産を持つていてというような地域性だけでは実際上の適任者とも思えませんし、非常に如才がないということだけでも適任者と思われません。事務能力の問題も出てくるわけですね。局長任用の基準というものを、将来展望のできる小局のあり方というものを考えながら、どういう人を持ってきたらいいかということ、それから、そういう責任者でなしに、もつと別な考え方では、たとえば私も単に局の、いわば肩書きだけにとらわれないで、実務的に能力のある者、こういうことで部内者による局運営ということが出てくるんじゃないか、そうしてそれをつくり上げるための努力というものが、企業の中にあつていいのじゃないだろうかというふうに思いますが、依然として従来の任用条件で部外任用あるいは部内任用をする、こういう形式でいいの。根本的な採用の問題で、これからどういう採用条件を満たしている者が任用になるか、その基準をお伺いしたい。

○政府委員(中田正一君) 特定局長の任用問題に關して、国家公務員法あるいは人事院規則との關係でござい、国家公務員法が戦後制定されて、郵政職員に適用された場合に、特定局長についてどういふふうにこれを具体的に運用するかというところで、いろいろ問題があつたことは事実でございますが、現在の公務員法、人事院規則におきましては特定局長の任用については従前の例による。従来どおりということで公務員法、人事院規則において認めているわけであり、それに従いまして現在も任用を行なっているということであり、御存じのように特定局長の任用につきましては、戦前あるいは戦後一定期間までは財産の所有という条件の一つの条件でありましたけれども、そういう面は削除されて、年齢制限ということと、相当の学識才幹あるものと

いう基準、そういうことによつて運用されているわけでございます。具体的には、その地域において信望を受けているということ、また当然事務能力も相当なければならぬというようなこと、そういうことを含めまして運用されているわけでございますが、最近の情勢に際して、特に小局についてどうかという御指摘でございますが、最近の運用実績から見ても、格別これを現在どうしなればならぬということはない、現在の運用によつて大いに業務成績をあげているというふうに存じております。

○横川正市君 これは、あの状態から先ほどの議論をしてきたわけなんです、たとえば二人局におけるところの諸経費と、それからそこでの生産性という面から見て、一体公共性は非常に高いけれども生産に見合った活動とか能力というものは期待できないじゃないか、しかしこれは非常に公共性を追求されるから置いてあるのです。そういうような既定の考え方、局長というものを任用する基準とすれば、これはいま局長の言われるようなことだろうと思ふのです。そうではなしに、私はやはり将来は相当生産性を追求されて、そのワタ内では人件費、業務費というのが支出されていく、そういうふうになってきますと、おのずと一定の金額を払うために生産性というものを高めていかなければならぬ。その能力を持つか、持たないかがこれからの要件になるんじゃないか、そういう要件が必要になってきたときに、既存の採用条件でいいか、あるいは部内から採用されるかどうかの訓練が必要なのか。これがいまのままでいいかどうかについての問題点として、あげたわけなんです。いまのままでいいですというのはいくつ四角四面で、間違いないわけば——犯罪さえ起こさなければいいという形のことならば、別に質問をする必要はないわけですよ。どう私ども考えても、特定局というもののは公共性だけは追求されるけれども、生産性はむしろ小さい。これは他で補わなければならぬと、さじを投げてしまふならば、これはもう現行

でしかたがないということになるわけなんです、私もいろいろやってみましたが、一つはやっぱり貯蓄なら貯蓄を伸ばすとか、保険なら保険を伸ばすとか、あるいは他にやれるような方法があれば当然やってみようとか、いろんなことを取り入れて考える必要があるんじゃないだろうか。たとえば二人局ならだめだけれども、三人なら三人のうち一人が貯蓄関係、保険関係の専務になったら、思ひぬ収益があがってくるというふうな業務指導もあるかも知れないですよ。そういうことで、普通のありきたりのものでないというたてまえからすれば、一体いまのような局長の任用制度でいいのか、あるいは局長のあり方ではないのか。これは大体どう考えていますか、ということなんです。

○政府委員(中田正一君) 先ほど官房長が経理局長の答弁にもありましたように、特定局長・小局の場合におきましては、単に管理だけを行なっているという面でございます。実際に業務を取り行なっているというところでございまして、そういう観点から小局の特定局長あるいは特定局長一般の任用を行なっておるわけでございまして、単にその局の局長として在任する間に犯罪がなければ、それで管理、監督の責めが果たせるんだというふうなことでございまして、貯蓄成績あるいは郵便業務、各業務の成果が大いにあがるようにというふうな観点から局長を任用しておるわけでございまして、その場合に小局であればあるほど、実務の経験を持った者、したがって部内者を任用すべきでないかというお説のようでございしますが、特定局長の任用については、先ほど申しましたように、年齢制限というものがございします。あまりにも高齢の者は将来性が乏しいというふうなことで年齢でもつていろいろ制限を加えている。将来相当長く、その局長の長としてその地域の住民に対するサービスを責任を持ててもらふというたてまえでありますので、単に一定期間——一年、二年の間だけのことでなしに、これから十五年、二十年先を見通しまして、その者の

将来性を考えながら任用を行なうということが肝心であろうと思ひます。したがらしまして、そういう観点から見れば、単に部内に限ったほうがよろしいのか、あるいは部外においても相当の事務経験もある、地域に信望もあるという者から採らねばならぬのかという点は、これはいろいろ問題のあるところでございます。総合勘案いたしまして、部内、部外を問わず、その局長として将来性ある者を選ぶということで現在運用をやっておるわけでございまして、さしむき現在の運用をどうしなければならぬというふうな事態ではないというふうに考えております。

○横川正市君 従来の十年間ぐらいの局長の任用状況というのが資料の中にもあるわけですが、これで行くと四十三年は九百二十三人中八百十人が部内から採用、百十三人が部外から採用。部外についていろいろあるんじゃないかと思ひます。が、実際上の採用状況は、全体から見ても相当大きな比率が部内職員ということになってきております。部外から任用される場合、おまな任用基準——これに資格者としてあげられてきた地域社会との密着性や庶民性や経営の経済性や能率性——こういったものが適格だと判断をされて、部外者が任用されるということになるわけですか。それとも、これは何か推薦団体か何かありまして、推薦団体が推薦をしない場合には、適格者であっても任用しない、こういう場合があるわけですか、どういう人々を採用しておるのですか。

○政府委員(中田正一君) 推薦団体から推薦を受けるかどうか推薦を受けないかというふうなことによつて、採用されることはないことになっております。

○横川正市君 ないことになっているのがたまたまなんです。しかし現実にはどうなんでしょうか。運用上はやはり推薦団体の推薦を必要とするという考え方でやっているんじゃないですか。

○政府委員(中田正一君) そのようなことはございせん。

○横川正市君 それは、公の場所ですから、そういうことはしないこととしておきましよう。この特定局の渡し切り経費という経理のしかたがあるわけなんです、渡し切り経費というのはどういう性格の費用なんでしょうか。

○政府委員(清田本繁君) 支出官から渡し切りで支出された経費ということになるかと思ひます。と申しますのは、一般の郵便局等においては支出官を置いて一々の経費の支出が支出官をもってなされますが、渡し切りにつきましては支出官から一括そこに渡し切りされまして、あとはその渡し切りの中で経理されるというところが一般の経費と違う点でございます。

○横川正市君 指定局制度の中にある項目と、それからその局所に渡された渡し切り経費との事務上の処理のしかたは、どういうふうになるわけですか。

○政府委員(清田本繁君) 特定局あるいは普通局にも少しあるんですが、渡し切り費をもって支弁する局の経費につきましては、必ずその指定局の支出官を通して経費が令達——渡し切りについて令達されるということになっております。

○横川正市君 私は、これは指定局というものの性格もあると思ひますけれども、この渡し切り経費というかんづかうのものでなしに、もっと厳格な収支経理が行なえるようなものに改正できないですか。これは実際にはこの中でいろいろありますね、局舎の少額修繕費とか、それから調度品の問題、あるいは新炭費とか、通信費とか、これはそれぞれ局でもって収支経理をして、その報告を受けてトータルをする、そういう指定局の中の業務になっているわけなんです、渡し切り経費というのをもう少し明確な形にして、そうして指定局なら指定局の事務の中での収支決算ができるような、そういう形態にする必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、どうですか、経理上は、これは何かと思ひますが、このことは非常に小局の場合には事務負担になつていないかということですね。小局の場合の事務負担は、これは大きくとまればそれほど事務負担に

ならないで処理できるが、項目があれば項目の金額はいかに小さくても一個は一個ですから、小局にいてこれがやられることによって事務負担というものが過重されてくる。それを数局まとまってやれるような体制でやれば、どれほど労働密度その他からいってても、事務処理上からいってみても容易じゃないだろうか、そういう考え方なんです。渡し切り経費でなければその局所で会計収支としては不都合があるということならば、これはやむを得ませんけれども、そうでないならば、私は、これは小局での事務負担の面からは取り除いたほうがいいのじゃないかというふうに思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(澤田本繁君) 独立しました局所で使う経費につきましては、渡し切り経費が私どもとして一番簡単な方法であり、特に現業等については今後渡し切り方式を推し進めていったほうがいいんじゃないかというふうに考えております。と申しますのは、一般の経費ですと、一々支出官の支出を必要といたしますので、手続が非常に複雑になってまいります。渡し切りですと、一応先ほど御説明しましたように、支出官のところから一括支出されて、あとはその渡し切り費を整理するだけになりますので、非常に手続は簡単になっております。したがって、私どもとしては、これはなるべく現業局における経費は渡し切り方式をもっていくことが経営上は望ましいというふうに考えております。ただ御承知のように、この渡し切り経費もいままでは項目をかなり細分しまして、渡し切り費のいいところを少し殺しているような感じがいたしましたので、今度改正いたしましたので、なるべくこういうこまかい項目別の内訳を廃止しまして、一括して総合的に、効率的に使えるようにしたいというふうに考えております。もちろん渡し切り費の中にもその局で総合的に使えない、当然義務的に相手方に支払うような、私どもいわゆる乙類費といっておりますが、その分については、これはかつてに余ったからといって、よそに使われては困りますので、これはある

程度項目できちっと、幾らあって、幾ら使って、残が幾らあるということをはっきりさせておきまさんと、これはいけません、そのほかの甲類費につきましては、なるべくAという項目で余った金はBという項目に自由に使わせて、その局の中で効率的に経費が使用できるような簡単なものにして、いまいふに考えておりますが、いづれにしろ、いまの郵政省の現業局で使う経費の中では渡し切り経費が経営的に見れば一番簡単な、いい方法と考えております。

○横川正市君 これまであなたのほうでは、言ってみれば金を出すのをできるだけ押さえていく一つの方法として渡し切り経費というのを使っているわけですね。だからそういうのではなしに、ある程度の必要経費については要求に従って出せるような形態をとっていくほうが、実際の運用上いいんじゃないかというふうに私も思うのは、二万近くある局所ですから——特定局でも一万数千あるわけですから、そういう一万数千ある局は、局所、局所に特殊な事情というものがあろうと、局所の裁量行為というものがあろうと、ある程度の裁量行為というものがあろうと、局長の権限内でもって右、左できますというふうな、そういうものにはちゃんとしておくならば、この経費というものは、ある意味では生きてくると思うのです。ところがそうではないために、たとえば運送費を他の人件費に臨時に使ってしまったというふうなことで、監察官から指摘される事件が起こったり、それから、こわれたという事で使ったことにしてレクリエーションに使ってしまったとか、それから薪炭費の経費の中でガソリンに使ってしまったとか、いろいろなかことが裁量によって、事実上はあまり効率的に使われているようなあととかは見られないように私どもは思うのですが、しかもそれに何人という事務担当者というものを必要としているわけですね。一人これにかかり切りという場合もあるわけですから、そうではなしに数局やれば、これは一人の労働量として十分やり得るものであるし、しかも完全にやれるとい

うことであれば、そういう間違いを起こさずに的確に金を使うことができるんじゃないのかというふうに思うわけなんだけれども、依然としてこれは渡し切り経費、これだけでやりなさいという考え方で経費を使う、そういうことは、これからのそのほうがいいという考え方に立ってやっていくわけですか。それとも改善をされる意思があるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(澤田本繁君) 先ほどお答え申し上げましたように、現在の郵政省としての経費の支出方法では、やはり渡し切り費が一番簡単な方法というふうに考えております。したがって現業における経費の支出方法については、なるべく渡し切り方法を進めていきたい。ただちょっと御指摘がありましたように、薪炭費であったものをほかの費用に使うとかというふうな問題は、これは内部の項目の内訳だと思っております。それはいままででもいろいろ問題はあったのでございしますが、小局については、ほんとうにいろいろ必要な経費区分というものが実際不可能に近い。しかし一応合理的に算出基準というものを設けて、この局は局舎の広さがどのくらいで、冬の温度が何度ぐらいで、というふうないろいろなデータをもって大体この程度の薪炭費を配付すればいいだろうということに達しております。しかし実際はその局において薪炭を購入する場合に、安く買える場合もありますし、郵政局なりが予定したよりも高く買わざるを得ない場合とか、そういうことがありまします。これはもう許すことになっております。したがってそういうことならば、かえってもうこまかい項目を分けてやることのほうが問題じゃないかというところをいま検討しております。なるべくも算出の基準というものは、われわれがつくりませんが、特定局に対してこれこれの項目はこうだという金額別の内訳を付するのをやめていく、そうして一括して必要の生じたものから必要なところに使っていくという形で、全体としてその局の運営がうまくいけばいいわけでございますので、

そういう方向に改善を進めていきたいというふうには思っておりますが、渡し切り費を、一般の庁費のようなほうに持っていきたいという考え方は、いまいたしておりません。

○横川正市君 これは、省の見解としては一つの総合的な制度に切りかえていくことは反対だというたてまえに立っているわけですね。そこでいまの簡易局として運営するためには、渡し切り経費というふうなことで、渡し切りのほうがいいという結論なんであって、私は、いまの小局運営のあり方の中で、やはりいろいろな問題点としてあげられるのは、これはまた題目のように言う、特定局長を長としている郵便局の制度という歴史的、経過的なものが既存のものとして一番いいのだ、こういう考え方の上に立って改善案を考えようと思つたて出てこないわけですね。だから渡し切り経費をどうするかといえ、既存の体制の中で一番いい経費ですという答えが出てくる。ですから人事の問題でどうですといったら、いまの形で一番いいということになってくるわけですね。小局の運営のしかたとして、私はやはりもう少し他に改善策というものがあろうかという点を重点として取り上げた場合に、いろいろな考え方というものが生まれてくるけれども、しかし既存のものそのものを肯定した上では、いい新しい考え方というものは出てこないけれども、しかし新しい考え方全部がいいというわけじゃありませんけれども、しかし私は、公社化への問題をいろいろ模索してみても、そうしていわば郵政省の既存の体制の起爆剤としては、現行と少しも変わらなくて、これはやるべきだ、こういうふうな意見はこれは乱暴だというふうに思われても、乱暴でもこれをやらなければいけないのじゃないかという考え方が根強くある。これは何かという点を見ても、なかなか私は問題の解決の視点というものが出てこないような感じがいたします。それからもう一つは、いまの郵政の経営的なもの、あるいは国民に対するサービスの改善の問題、いろいろな点をとってみて、もうこれはどう

しようもない、しかしまあ他に方法もない。六級戦で入ってきた者は郵政省がなくなっちゃおれは、何のために郵政省に入ってきたのかわからないから、郵政省は残しておくべきだ、それから貯金とか保険等は、これはもう全く独立しておれのほうだけよければいいのだ、経理上の問題も各局が分担をして一歩もこれは経理局にまわらせないなどというような既存のことをそのままにしておいて、一体体質改善というものがあのかどうか、非常に疑問に思っているわけです。ですから、公社化の問題を考えながら小局運営というのはどういふことなんだろうかと思いをめぐらしてみますと、いま言ったような項目が各重点項目として出てきたので、考え方を聞き取ったわけですが、これ以上長くやりますと、大体聞いているほうが飽きてきているようですから、この辺でやめておきたいと思えます。

○委員長(近藤信一君) 午前中の質疑はこの程度にとどめまして、午後二時まで休憩いたします。午後零時四十一分休憩

午後二時九分開会
○委員長(近藤信一君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日横川正市君が委員を辞任され、その補欠として久保等君が選任されました。

○委員長(近藤信一君) 休憩前に引き続き、簡易郵便局法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。
○塩出啓典君 簡易郵便局法の一部を改正する法律案の問題について、いろいろ疑問な点についてお聞きしたいと思います。

それで私、予算委員会の関係で、この委員会に最初からずっと出ておりませんので、多少質問が前に出た分と重複する点もあるかと思いますが、

その点は御勘弁を願いたいと思います。
それで、まず最初に、今回過疎地域対策緊急措置法案、そういう法案が提出されておられるわけでありますが、今回の簡易郵便局法の一部改正法律案、これもやはり過疎地域の振興の一つの手段だと思われたいと思いますが、まあこの過疎地域対策緊急措置法の精神ののちとて、郵政省として今後どのような施策をとっていくのか、そういう点を具体的に御説明願いたいと思います。

○政府委員(竹下二記君) 今度提案をいたしております簡易郵便局法の一部改正案は、受託の対象に個人を加えるということによりまして、さらに簡易郵便局を置きやすくすると、こういうところにねらいがあるわけでございます。先ほどお話のございました過疎地域対策緊急措置法は先ほど成立をみた法律でございますが、この法律と直接関連を持ちまして提案したわけではなかったものであります。と申しますことは、簡易郵便局法の改正法案はすでに四年前に出ておるといふ経緯もござい

ますので、直接の関連はないわけでございますけれども、この過疎地域対策緊急措置法のの中身を見ても、これは簡易郵便局の改正法案があるわけございまして、過疎対策の一翼をになうという面も持っているわけでございます。この過疎地域に対して郵政は今後どういふことをやっていくべきかというお尋ねでございますが、郵政事業は、この事業創業以来あまねくサービスを全国津々浦々、山間僻地にまで及ぼすというのをモットーとして今日までやってきた関係で、過疎対策としてしましては各省の中で一番貢献しておると申しますと、多少語弊もございしますが、過疎地域に對しましてやるべきことを一番やっていくところではなからうかと、かように存じます。この点につきましては、多少自負をしておる点もあるわけでございます。しかしなお、完全であるかと申せば多少まだ過疎地域の住民の方々に對して、もう少しサービスをあげたいんではなからうかという面もないわけではございません。たとえば八

十五条適用地がなお残っておりますのでございますけれども、できるだけ、そういうものを解消して郵便を配達してあげると、こういふことも今後やっていくべきテーマの一つであらうと存じます。

○塩出啓典君 それでは、現在こういう簡易郵便局、それからまた特定郵便局、これの現在設置を要する場所が、これが特定局で千数百、簡易局で二千数百箇所、そのぐらゐあるように聞いておりますが、今年もこの法案が通りますと、今年の予定では、簡易局は大体何局ぐらゐ、特定局は何局ぐらゐやす予定になっておりますか。

○政府委員(竹下二記君) 四十五年度予算で成立いたしましたおきましては二百局、簡易郵便局につきましては三百局、これは成立いたしました。それを実施する予定でございます。

○塩出啓典君 実際、しかし、簡易郵便局のほうは、資料をいただきましたと、だいぶ多いときは五百ぐらゐえたり、またほとんど最近減ってきたりしてゐる。それはいろいろな事情があつて、そのなつたわけでありますが、それで今回個人受託を認めたわけですが、そうなる、かなり希望者も多いんじゃないか、やはりそういう国民の要望あるいはそういうのをやりたいという要望があつて、三百じゃ——予算はきまつちやつたわけですが、非常に少ないんじゃないか、そういう点の見通しはどうなんですか。

○政府委員(竹下二記君) まず、四十五年度は三百のワケでやつてみて、模様を見まして、来年度においてワケをふやす。したがしまして四十五年度は緊急性の高いものをまず解決する、こういう方針でいかかであらうかと目下考えております。

○塩出啓典君 今度の法案に「第三条の二」といふのが追加になっておりますね。それで、この中には、「次の各号の一に該当する者は、受託者となることのできない。」と、いろいろ一、二、三、四、五、六とあるわけですが、「二十五歳未満の者」、これはどういう基準で「二十五歳」にしたわけですか。

○政府委員(竹下二記君) 受託者たるべき個人は、法律にも書いてございすように、十分な社会的信用を持った人であつてほしい、また簡易局の事務を適正に行うために必要な能力を有する個人である、こういう条文がございまして、そういう縛りをしておられるわけでございますが、これがあれば、別に年齢制限をする必要もあるいはないかと思ひますけれども、一応二十五歳というラインを引くことによりまして、これに達した人は社会的にもあるいはいろいろな事務能力の面におきまして、社会的経験におきまして、簡易局の受託者として一応合格圏内に入るべき人であらうという程度の意味合いで年齢の縛りをしたわけでございます。また、これは実際問題でございますが、無集配特定局の局長の選考にあたりましては事実上二十五歳という線を引きまして選考しておるといふ経緯がございまして、そのやり方も一方においては考慮に入れて、このような表現をしたわけでございます。

○塩出啓典君 それでは今度、第三条で「郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行う者」といふのが「地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合」それから、その次に、「個人」が加わつたわけでございますが、これは、この場合に、二つ以上の契約締結を希望する人があつた場合には、このような順位、この第三条に掲げる順位の順に許可をする、そういうふうになつておるわけですね。その場合に場所です、設置位置というものがやはり関連してくると思ふのです。あまりへんびなところで——やはり住民のためを思へば一番交通の便のいいところであればいいわけですが、そういう点はこの中には入っておらぬわけですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(竹下二記君) 場所も条件の重要な一つでございます。したがしまして二者以上が競合する場合というところは、契約条件が全く同一である場合と、こういう意味でございまして、郵政局のほうでこの辺に簡易局がほしいのだと、この地域を希望いたしました場合に、二者あるいは三者

は、法律にも書いてございすように、十分な社会的信用を持った人であつてほしい、また簡易局の事務を適正に行うために必要な能力を有する個人である、こういう条文がございまして、そういう縛りをしておられるわけでございますが、これがあれば、別に年齢制限をする必要もあるいはないかと思ひますけれども、一応二十五歳というラインを引くことによりまして、これに達した人は社会的にもあるいはいろいろな事務能力の面におきまして、社会的経験におきまして、簡易局の受託者として一応合格圏内に入るべき人であらうという程度の意味合いで年齢の縛りをしたわけでございます。また、これは実際問題でございますが、無集配特定局の局長の選考にあたりましては事実上二十五歳という線を引きまして選考しておるといふ経緯がございまして、そのやり方も一方においては考慮に入れて、このような表現をしたわけでございます。

○塩出啓典君 それでは今度、第三条で「郵政大臣の委託により郵政窓口事務を行う者」といふのが「地方公共団体、農業協同組合、漁業協同組合、消費生活協同組合」それから、その次に、「個人」が加わつたわけでございますが、これは、この場合に、二つ以上の契約締結を希望する人があつた場合には、このような順位、この第三条に掲げる順位の順に許可をする、そういうふうになつておるわけですね。その場合に場所です、設置位置というものがやはり関連してくると思ふのです。あまりへんびなところで——やはり住民のためを思へば一番交通の便のいいところであればいいわけですが、そういう点はこの中には入っておらぬわけですが、そういう点はどうなんですか。

○政府委員(竹下二記君) 場所も条件の重要な一つでございます。したがしまして二者以上が競合する場合というところは、契約条件が全く同一である場合と、こういう意味でございまして、郵政局のほうでこの辺に簡易局がほしいのだと、この地域を希望いたしました場合に、二者あるいは三者

は、法律にも書いてございすように、十分な社会的信用を持った人であつてほしい、また簡易局の事務を適正に行うために必要な能力を有する個人である、こういう条文がございまして、そういう縛りをしておられるわけでございますが、これがあれば、別に年齢制限をする必要もあるいはないかと思ひますけれども、一応二十五歳というラインを引くことによりまして、これに達した人は社会的にもあるいはいろいろな事務能力の面におきまして、社会的経験におきまして、簡易局の受託者として一応合格圏内に入るべき人であらうという程度の意味合いで年齢の縛りをしたわけでございます。また、これは実際問題でございますが、無集配特定局の局長の選考にあたりましては事実上二十五歳という線を引きまして選考しておるといふ経緯がございまして、そのやり方も一方においては考慮に入れて、このような表現をしたわけでございます。

とも、いやその辺にちゃんと開局ができるのだというところであれば同一条件でありまして競合という問題が起きてくるわけでございます。ところがおっしゃる通りに、地方公共団体あるいは農協あたりで開局しようとする場所が郵政局の希望する場所とはるかに離れておるといふようなことになりましますと、これは同一条件でなくなる、競合関係はなくなる。したがって郵政局が希望する契約条件にかなったものが優先してと、こういう順序になるわけでございます。

○塩出啓典君 そうすると、この順位というのは条件が同じ場合における順位である、ということですね。それはちゃんとそういう順位決定というものがほんとうにやはり大衆の福祉に役立つようにするために、この法案だけではちょっとそういう点が非常に不備なような気がするのですが、それはやはり別な通達を出すとか、そういうようなことは考えておるわけですか。

○政府委員(竹下一記君) 通達を出しまして、この点をほつきりさしたいと思ひます。

○塩出啓典君 それから、農協なんかが受託者となつてのために貯金業務を行なわない、という簡易局、結局農協ではちゃんと農協のほうで農協貯金をやっているわけだから郵便貯金は扱えぬと、そういうわけでもないと思ひますが、そういう局がかなりあると聞いているのですが、何局ぐらいあるのですか。

○政府委員(竹下一記君) 現在簡易局を受託しております農協が局数として千五百七十七ありまします中、貯金を扱わないものは六百三十五局ござい

ます。

○塩出啓典君 そうすると、そういうようなところで個人局をやりたいと、そうすると、個人委託の場合は貯金サービス——郵便貯金のサービスもやはり提供できるわけですね。そういう場合には住民福祉の点からいへばやはり個人受託のほうがいいのじゃないかと思ひますね。まあしかし、その場合にはいままですでに農協がやっているわけですから、そういうのを落とすということは

ちょっと問題かもしれませんけれども、そういう点をやはりどう考えているのか。

それと、もう一つは、今度は新しくやる場合に、個人と農協というのが競合した場合ですね。この先ほどの順位から言いますと、農協ということになるわけですが、この場合は条件が違ふわけですから、そういうときは当然個人のほうが優先すべきだ、そのようにはつきりしているのかどうか。その点どうですか。

○政府委員(竹下一記君) 後段の新しく簡易局を設けます場合の競合につきましては、おっしゃるとおりでございます。農協では貯金を扱いたくない、個人は扱いたい、はつきりとした差がございしますから、これはもう同一の契約条件でなくなつていくわけでございますから、その場合は個人にやってもらふ。こういうことになると思ひます。

もう一つの、現在あるものについての措置でございます。今日まではまあ個人委託という方法がなかったものから、やむを得ず農協委託の場合は一部貯金を扱わないというところはやむを得なかったわけでございますが、今後はそういう道も開かれたわけでございますので、その簡易局の置かれた地況、それから住民の意思、貯金をやりたいかやりたくないかという、そういう需要の度合い、そういうものをよく調査いたしまして、契約の更改期に際して、あるいはこれに必ずしもこだわる必要はないのでございしますが、農協のほうから個人のほうに切りかえるということも実際の措置としてはあり得ますし、またそういうケースが出てまいらうかと思ひます。

○塩出啓典君 それでは個人を選定する場合の基準ですね。これは当委員会でもすでに問題になったと議事録で拝見したわけですが、やはりその運営いかんというのには非常にむづかしいわけで、これからどんな数かふえてきますと、その場合のそういう選定基準というものを、ここに書いてあるように、ただ「十分な社会的信用を有し、かつ、郵政窓口事務を適正に行なうために必要な能力を

有する個人」と言ひましても、たくさんいると思ひます。希望者が非常にたくさんあつた場合に、だれを選ぶか。こういうのは非常にむづかしい問題だと思ひます。これはおそろく、郵政局長さんなんかの間で立って選定すると思ひます。ございしますが、そういうやはり最も国民のみんなのために適した人を選ぶということは非常にむづかしいと思ひます。そういう点では、すみやかに郵政当局としてもこの法案ができてからつくつて、やはり公平を期していかなければならぬということ、それを考えているわけなんですか。あるいはつくとすれば、大体いつごろまでにつくるのか。また、それにはどういふ内容を入れる考へなのか。その点のお考えをお聞かせたい。

○政府委員(竹下一記君) この選考基準は、なかなか大事なことでございしますが、また同時になかなかむづかしい内容のものでございします。目下作業中でございまして、通達でもつてできるだけ具体的に地方へ流しまして、全国でできるだけ同一の基準で正しい選考ができるようにしたい。こういうふうな考へて、いま作業しているわけでございます。この社会的信用の度合い、あるいは事務能力の度合いをどういふ尺度で見るといふことが一つのポイントでございしますし、もう一つは、ある程度の資産あるいは経済力を持つていたかなければならない。その尺度をどう見るか。それからもう一つは、その経済力の保証ということを考えておるわけでございますが、連帯保証人のことをどういふ人を用意しているか、この点について一つの基準でございします。それから、簡易局の受託者は窓口を開いております時間中しよちゅうその仕事にかかり切りであるということ、は事実上できかねますので、その場合には代務の人を置いていただく。この代務の人はこれはまあいいかげんな人を置いてもらつたんで困るん

で、身元が確実でやはりしっかりした人を置いてもらわなくちゃいけない、そういうことも考へまして、代務者についての一つの基準というものを置きたい、こういうようなことで、かなり内容がこまかくなりますが、極力具体的に書き上げまして通達をしたいと思ひます。しかし、実際の選考にあたりましては、いかにこの通達をこまかくいたしまして、最後はやはりいろんな角度からながめまして最終的に総合的に判断をするという場面が出てくるわけでございます。通達だけではこの選考はできかねる性格のものではなからうかと、かように存じます。

○塩出啓典君 これは、契約は大臣がするようになっておりますけれど、そういう選考はやはり最高責任者は地方郵政局長になるわけですか。

○政府委員(竹下一記君) 郵政局長でございします。ただ、実際の選考につきましては、郵政局長が部下に委任をいたしましてやることになると思ひます。

○塩出啓典君 それから今回、第十条によりまして郵便年金法の次に国民年金法を追加になると、第六条ですか、「国民年金の給付の支払に關する郵政窓口事務のうち……省令で定めるものとする。」と、まあそういうわけでございますが、国民年金はいま八種類あると聞いておるんでございしますが、大体郵政当局としては国民年金関係のやつは全部にするのか、どのようにいま考へているわけですか。

○政府委員(山本博君) 国民年金にもいろいろ種類がございしますことは、いまお話がありましたとおりでございます。ただ、簡易局で実際に取り扱っておりますのは、御承知のとおり一人の人間が扱つておりますので、国民年金のどの種類も全部取り扱つておられるにはまいりません。国民年金のうちいろいろ無拠出の年金だけを扱う郵便局で扱つておりますうちの、約二割だけを簡易局で大体扱うということになるかと思ひます。

○塩出啓典君 無拠出といふと、まあ老齢福祉年金、それから身体障害者福祉年金、それとあ

れですか、寡婦年金ですか。

○政府委員(山本博君) 無拠出の年金と拠出年金と両方ございまして、拠出年金の方はまだ適用者が非常に少ないのでございまして、これは厚生省が自分で取り扱いたしております。したがっていままで郵便局、いわば郵政省で扱いますものは現在のところ無拠出ばかりでございまして。その無拠出のうちの約二割——この種類はいまおっしゃいました年金全部、国民年金全部のうち無拠出のものだけを郵政省が扱っております。そのうち、現在まで簡易郵便局で扱わなかったものを簡易局で扱わせる、その量はトータルのうちの約二割ぐらいになるということでございます。

○塩出啓典君 二割ということはおれですか、郵政省がいま扱っているのは年金のうち無拠出制のやつだけ扱っている、そのうち二割ということ、全部簡易郵便局で取り扱うけれども、普通郵便局でも扱うから、全体の額からいえば二割ということなのか、それとも郵政局が扱っている、これだけの種類のうちの二割だけを扱って、あとの八割は簡易郵便局では扱わないから、普通郵便局なりに行かなければならない、そういうことなのか、その点はどちらなんですか。

○政府委員(山本博君) 二割と申しますのは、これは推定でございまして、現在郵便局で扱っております総件数は約一千万件、その一千万件のうち現在簡易局で扱っております為替年金事業の比率が大体二割になっておりますので、おそらく簡易局がこの業務を開始しましたら、そこへ取りこまれる方が約二割になるという推定で、いろいろこちら側でなさなければならぬ措置をその基準でやっておるということでございます。

○塩出啓典君 そうすると、この無拠出制の年金については、簡易郵便局が近くにある人はそこへ行けばいいのだ、そこで取り扱わないから、わざわざ町の遠いところの郵便局まで行かなければならないということはないと、だから郵政局が取り扱っている無拠出制の年金については、これは全部簡易郵便局にやらせると、そう判断していいわけですかね。

○政府委員(山本博君) そのとおりでござい

ます。○塩出啓典君 それから、これも当委員会の問題になったんでございまして、受託者のいわゆる身分の問題で、十一條には「公務に従事する者とみなす」、その第二項には「国家公務員法の規定は、適用されない」。そのようになっているわけですが、適用され、やはり勤務中に強盗に襲われてけがをしたとか、お金を取られたとか、そういうようなことも過去にあったということも聞いておりますし、これからのそういう危険性はあるわけですね。そういうとき、いわゆる国家公務員の規定は適用されないなら適用されないに、もしその自分の受けた損害というものが不可抗力であり、しかも自分が簡易郵便局の受託者なるがゆえに受けた被害ならば、これは当然郵政局としてもそういう点は身分を保障しなければならぬと思うのはちやんとできているわけですか。

○政府委員(竹下一記君) 従来は受託者が団体でございまして、かつまた実際の仕事をする個人は団体の職員、こういうことになっておった関係で、それらの方々が仕事をやっておりますときに受けた災害——強盗に襲われるとか、そういったたぐいのものにつきましては、省のほうでこれを補償するという道がなかったわけでございます。しかし、このたびの法律改正によりまして、受託範囲が個人に及ぶということになりますと、いままでとは実態が非常に変わってくるわけでございますので、そういう場合には何らかの保障を考へる必要があるのではないかと、いうようなことで、目下これも作業を進めております。その場合の考え方でございますが、これは身分は国家公務員というわけではございません、あくまでも民間人でございまして。ただ仕事を執行しておりましたときに起きた災害でございまして、特別な扱いをいたしまして何らかの補償の道を講ずる、これも見舞金といったような方式でもって補償を

すると、こういうことを目下その方向で具体案をつくりつつあるわけでございます。それからもう一つ、この仕事をやっておりますときに受けた災害によりまして、お金をとられるとか、郵便物を盗まれるとか、何か国に損害を与えたとするケースがあるわけでございますけれども、これは国家公務員についてやっておりますのと同じ趣旨をもちまして、その損害がその人の不可抗力によるものである場合には、もちろんその弁償をさせるとか、そういうった求償はいたさない、やむを得ない措置として告訴の措置をいたしたい、かように存じております。

○塩出啓典君 ただいま作業中ということでございますが、大体この法案が通りますと、あと三十日を経過して施行されるわけでございます。そうすると、どんな契約もされるわけですか、それとも、当然私は、さっきの個人を選ばない場合の基準にいたしまして、またこういう不可抗力の、勤務にかかわるような災害についての補償というふうな問題は、当然もっと早くできていなきゃならぬんじゃないかと思うのですけれども、それがまだこの法案の審議の段階において作業中だ、作業中というけれども、いつまででございんですか、これは。

○政府委員(竹下一記君) この法律が成立いたしましたから三十日後に施行でございまして、それと間に間に合えばいいと思ひます。それと実は、新しく制度を開くというわけではございせんので、すでにそういう類似のものがあるわけなんです。たとえば集配請負人、運送請負人、この人たちが、これは公務員でございせんが、仕事の執行中にそういう災害にあつた場合がございまして、その場合に備へましてすでに見舞金制度というものができておるわけなんです。したがって、私どもも考えておりますのは、そういうサンプルもあるものですから、あとは簡易局の個人受託者の場合の特殊事情を若干加味しましてモディファイすればもうできるわけでございます。全然新しいものをいまからこしらへるといふわけのものはござい

ませんので、十分期日に間に合うわけでございます。○塩出啓典君 その点ひとつすみやかにお願いいたします。それからこの前、当委員会においても受託者の簡易郵便局長という、そういう名称の件が問題になったわけでございますが、これは法律上は受託者だけれども、簡易郵便局長という名前には呼んで差しつかえない。本人もそういう受託者になれば町の名士になつていろいろ新聞なんかにも随筆を載せるとか、そういうような場合にも受託者としてのだれべえというのじゃなく、当然簡易郵便局長だれそれと、こう出ると思ふんですね。だから、これは受託者は簡易郵便局長と呼んでもいいという、そういう局長の答弁でございけれども、これははっきり政令かなんかに、呼んでいいんだ、そのようにしておいたほうが——法律は受託者だけれども、局長と呼んでも差しつかえないのだ——それではちょっとありがたみがまた減るのじゃないかと思うのですけれども、その点はつきりきめたいかどうか。これは、この法律でできなくていいにしても、政令とか、そういう形ではつきり簡易郵便局長、大衆から見れば簡易郵便局長である、そうしたほうがぼくはつきりすると思ふのですけれども、その点どうなんですか。

○政府委員(竹下一記君) 個人の受託者の場合はつきりすると思ひます。ただ従来ありますところのものを見ますと、受託者は団体の長である。しかし実際仕事をしておりますのは、その職員であるというケースの場合に、一体どう呼んだらいいかということも関連してまいりますので、これは政令でやるとか省令でやるとか、非常にかた苦しきもので縛るよりも、自然の成り行き——成り行きというたいへん悪いのですが、自然発生的に出てきます。おそらく地元住民の方々は、簡易郵便局長さん、局長さんと、こう言うに違ひございせん。簡易郵便局という表札を掲げるわけでございますから、実態がそういうこととあれば、それでよろしいのではなからうかと

ます。○塩出啓典君 それから、この前、当委員会においても受託者の簡易郵便局長という、そういう名称の件が問題になったわけでございますが、これは法律上は受託者だけれども、簡易郵便局長という名前には呼んで差しつかえない。本人もそういう受託者になれば町の名士になつていろいろ新聞なんかにも随筆を載せるとか、そういうような場合にも受託者としてのだれべえというのじゃなく、当然簡易郵便局長だれそれと、こう出ると思ふんですね。だから、これは受託者は簡易郵便局長と呼んでもいいという、そういう局長の答弁でございけれども、これははっきり政令かなんかに、呼んでいいんだ、そのようにしておいたほうが——法律は受託者だけれども、局長と呼んでも差しつかえないのだ——それではちょっとありがたみがまた減るのじゃないかと思うのですけれども、その点はつきりきめたいかどうか。これは、この法律でできなくていいにしても、政令とか、そういう形ではつきり簡易郵便局長、大衆から見れば簡易郵便局長である、そうしたほうがぼくはつきりすると思ふのですけれども、その点どうなんですか。

○政府委員(竹下一記君) 個人の受託者の場合はつきりすると思ひます。ただ従来ありますところのものを見ますと、受託者は団体の長である。しかし実際仕事をしておりますのは、その職員であるというケースの場合に、一体どう呼んだらいいかということも関連してまいりますので、これは政令でやるとか省令でやるとか、非常にかた苦しきもので縛るよりも、自然の成り行き——成り行きというたいへん悪いのですが、自然発生的に出てきます。おそらく地元住民の方々は、簡易郵便局長さん、局長さんと、こう言うに違ひございせん。簡易郵便局という表札を掲げるわけでございますから、実態がそういうこととあれば、それでよろしいのではなからうかと

ます。○塩出啓典君 それから、この前、当委員会においても受託者の簡易郵便局長という、そういう名称の件が問題になったわけでございますが、これは法律上は受託者だけれども、簡易郵便局長という名前には呼んで差しつかえない。本人もそういう受託者になれば町の名士になつていろいろ新聞なんかにも随筆を載せるとか、そういうような場合にも受託者としてのだれべえというのじゃなく、当然簡易郵便局長だれそれと、こう出ると思ふんですね。だから、これは受託者は簡易郵便局長と呼んでもいいという、そういう局長の答弁でございけれども、これははっきり政令かなんかに、呼んでいいんだ、そのようにしておいたほうが——法律は受託者だけれども、局長と呼んでも差しつかえないのだ——それではちょっとありがたみがまた減るのじゃないかと思うのですけれども、その点はつきりきめたいかどうか。これは、この法律でできなくていいにしても、政令とか、そういう形ではつきり簡易郵便局長、大衆から見れば簡易郵便局長である、そうしたほうがぼくはつきりすると思ふのですけれども、その点どうなんですか。

○政府委員(竹下一記君) 個人の受託者の場合はつきりすると思ひます。ただ従来ありますところのものを見ますと、受託者は団体の長である。しかし実際仕事をしておりますのは、その職員であるというケースの場合に、一体どう呼んだらいいかということも関連してまいりますので、これは政令でやるとか省令でやるとか、非常にかた苦しきもので縛るよりも、自然の成り行き——成り行きというたいへん悪いのですが、自然発生的に出てきます。おそらく地元住民の方々は、簡易郵便局長さん、局長さんと、こう言うに違ひございせん。簡易郵便局という表札を掲げるわけでございますから、実態がそういうこととあれば、それでよろしいのではなからうかと

ます。○塩出啓典君 それから、この前、当委員会においても受託者の簡易郵便局長という、そういう名称の件が問題になったわけでございますが、これは法律上は受託者だけれども、簡易郵便局長という名前には呼んで差しつかえない。本人もそういう受託者になれば町の名士になつていろいろ新聞なんかにも随筆を載せるとか、そういうような場合にも受託者としてのだれべえというのじゃなく、当然簡易郵便局長だれそれと、こう出ると思ふんですね。だから、これは受託者は簡易郵便局長と呼んでもいいという、そういう局長の答弁でございけれども、これははっきり政令かなんかに、呼んでいいんだ、そのようにしておいたほうが——法律は受託者だけれども、局長と呼んでも差しつかえないのだ——それではちょっとありがたみがまた減るのじゃないかと思うのですけれども、その点はつきりきめたいかどうか。これは、この法律でできなくていいにしても、政令とか、そういう形ではつきり簡易郵便局長、大衆から見れば簡易郵便局長である、そうしたほうがぼくはつきりすると思ふのですけれども、その点どうなんですか。

いいわけでごさいます。まして、無集配特定局長のグループと偶然一体となった形でやることににつきましては多少問題があるというように申し上げましたのですが、簡易局長の皆さんが相互に一つの団体をつくって、共同の目標に向かっていろいろなことをなさる、こういう形のはあっている

のであるうし、またあったほうがいい、望ましいことではなからうかというように私は目下のところ考えております。

○塩出啓典君 その点、特定局長とは別個でいいと思いますし、やはり簡易郵便局長さんにはお年寄りも多いわけでありまして、しかも経営状態は無集配の特定局に比べれば、はるかに赤字も少ないわけでありまして、この前のお話では六千円というところでありますから、そういう点で旅費くらいはちゃんと予算の中に組んで、そういう人たちの励みを持って仕事ができるように、そのようなひとつ御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから、この簡易郵便局は、現在すでに都市です、佐世保とか長崎なんかでもかなり市内ですけれども、へんびなところの簡易郵便局ができていて、そういう話を聞くわけでありまして、これはやはり将来の問題として、当然これはへんびなところ、市内であつても当然そういう必要があるところにはほとんどふやしてもいい、これはこうなっているわけですね。別に市はだめだ、郡部でなければならぬ、そういうことはないわけですね。

○政府委員(竹下一記君) 法律で書いてございすように、簡易局はへんびなところに置くという明文がございす。しかし何をもうへんびと言ふかにつきましては、いろいろむずかしいところがあるのをごさいますけれども、非常に常識的に割り切りまして、都市内、都市の近郊地、これはへんびとみなさない。ここは置くとするならば無集配特定局をもって置くと。したがって、それよりもその区域を遠ざかりました地域、そこをへんびといひますか、山間僻地といひますか、そういうところの簡易局を置く、こういう大筋でどうかと思ひます。

○塩出啓典君 すでに市内でも——いわゆる市です、市の中でもそういう簡易郵便局が置かれておるところがいろいろあるわけでしょう、全国で。だから、現在すでに置かれていたのですが、これを全部特定局に変えるというわけじゃないわけ

しょう。だから当然、まあ都市といつても東京みたいな都市もあれば、いなかの市もあるし、これは一がいに言えぬわけですから、だから市内であつても当然常識的に考へて、これはへんびな土地であると判断される場合には、当然これは簡易郵便局を置いていいわけであつて、この何々市といひ、いやしくも市町村のうち市の範囲内は簡易郵便局は絶対ふやしてはならないと、そういうようなことではないわけでしょう。

○政府委員(竹下一記君) 地方に行きますと、この十年來やっております市町村合併というものの結果、同じ市でありましても郵便局が五つも六つもあるような市、非常に区域の広い市があるわけございす。そういうところにつきましても、すでに簡易局が置かれていたところが現実にあると思ひます。しかし、私どもは、そういうところは非常な例外中の例外でございまして、いわゆるへんびといふものにつきましても、まあ常識的に見まして、都市性の強いところはへんびとは言われない。その限界はなかなかむずかしいのでございすけれども、一応都市性の強いところ及びその非常に間近な近郊地につきましても、簡易局を置くというのには避けない、無集配特定局を置きたいと、かように存じております。

○塩出啓典君 まあそれで、これは最後に大臣に要望しておきたいわけですが、今回こういう簡易郵便法の改正によりまして、最近伸び悩んでおります簡易郵便局もかなりふえてくると思ひます。やはり大衆福祉という面からいへば当然そういう局は今後ともどんどんふやしていかなければいけない。

まあ、このいただきました資料によりまして、日本の国は、郵便局の数では世界第四位でございす。が、しかし一局当たりの人口では世界では十七番目と。まあそういう点を考へれば、そういう局の増設にもっともつとやはり力を入れていたいただきたい。まあ一応先ほどのお話では、特定局が千数百、それから簡易郵便局が二千数百、そういう設置する場所があるというわけですが、これも、ま

ず現在の目標としては一刻もすみやかに設置可能な場所には設置できるように、まあそういう方針で当然進んでいくべきだと、そのように私も思うのでございす。が、そういう点について郵政大臣としてどういうお考えを持っておられるのか、その点を聞きたいと思ひます。

○国務大臣(井出二郎君) おっしゃいますように、できるだけ窓口をへんびな地帯にまで押し及ぼしまして、国民に密着した郵便サービスをいたしたい。この意味において御趣旨の線に沿つて努力をいたす所存でございす。

○塩出啓典君 それから次に、この問題に関連いたしまして、郵便外務員の待遇の問題についてちよつと二、三お聞きしたいと思ひます。が、まあ実はこれは福井県のある郵便局にまつておる外務主任の方から私に手紙が参りました、その人は入局してすでに三十年、この四月二十日の郵政記念日に永年勤続功労者として大臣褒賞を受けたそうでございす。ところが、その人は昭和二十六年に外務主任になった人です。外務主任になった。ところが今日まで二十年間、外務主任といふのはそれ以上のポストがないために今日まで約二十年間ずつとやはり外務主任なでございす。まあ三十年間黙々として非常にたいへんな外務の仕事に、そういうへんびなところで一生懸命戦つておられるという人たちが希望の持てるような、そういう体制に持つていかなければならぬ。一刻も早くこの日陰の中でがんばっている人に夢と希望を、そういうふうにごんごんの手紙の一節にあるわけですが、私も現地のそういう内外の情勢というものは手紙だけでよくわかりませんけれども、こういう問題について郵政当局として、これは人事局長さんの関係になると思ひます。が、これは人事局長さんの関係になるのか、またそれに対して今後どうするつもりなのか。これはもうやむを得ない、死ぬまでこのとおりだということなのか、その点をお考えをお聞きしたいのです。が、どうですか、その点は。

○政府委員(中田正一君) ただいま御指摘の事例はどういう規模の郵便局でありますのか、それによつていろいろ事情は違つてまいわけでありまして、現在、郵便外務の場合には主任という役職の配置基準が、これは大体定員五人について一人というふうなことで主任が配置になっております。で、さらにその上に主事という役職の配置基準でございす。が、八人以上になります。と主事が一人置かれる。また十五人以上になります。すれば二人置かれるということになっております。

先ほどお示しの事例の場合には、たぶん主事のポストがないというのであれば、外勤職員が七人以下というところであるのかしれません。まあ、そういうところにも、さらに主事という役職を置けばよろしいではないかという議論がありますけれども、役職の配置基準と申しますのは、申し上げるまでもございせん。監督関係の上に立つて配置されますので、一定の職員を基準にして配置せざるを得ないというわけでありまして、したがって、そういう小規模の局の場合には、どうしても主事とかあるいはそれ以上のポストがないということがあるのかと申します。その場合にただ処遇の問題として、じゃ永久にそのままでなければならぬかと申しますと、そうではございせん。できるだけ現在の郵政省としては職員の人事交流、配置がえによりまして昇進の機会を多くするようにということで考へております。その局においては主事のポストはないけれども隣の局へ行けば主事のポストがあるというような場合には、人事交流を推進することによって人事の刷新をはかる、処遇の改善をはかるというふうなことであるわけでありす。

ただ、実際問題として職員がなかなか希望しない。隣にポストがあつてもそちらへ配置がえを希望しないという場合には、これはなかなかその局における限りはむずかしいという場合も出てまいりますが、まあそういう場合には任用上の面ではやむを得ませんので、あと給与の面で——昇任とい

う機会はないけれども、給与の面で——勤続年数が長くなり、その職務に精通する度合いが高いというふうな観点から、給与の面で上のほうに上がったまいるような仕組みにはなっておるわけでございます。いすれにしましても、人事交流、配置がえというものを織りまぜながら昇進の機会、処遇の改善の機会をふやしていきたいというふうな思っておるわけでございます。

○塩出啓典君 今度永年勤続で三十年の表彰をされたのですけれども、これは全国でかなり——私どもは通信記念日に行かせていただきましたが、賞状と何か賞品を渡しておりましたが、あれは別に三十年といつてもあれですか、賞状と賞品だけで、別に恩典は何もないのですか、あれはお金でも入っておるのですか、あの中に。

○政府委員(中田正一君) 現在郵政省では永年勤続の表彰の制度を三十年以上というところで行なっておるわけでございますが、まあ数にして五千数百名ほど毎年あるわけでございます。その被表彰者に対しては、各郵政局ごとに式を行なっていました、郵政局所在地まで配偶者同伴で出席をしてももうというふうなことで、それからまたおっしゃるとおり、表彰状をあげまして、さらに記念品を差しあげることにしております。相当り記念品を記念品としてお渡ししておるわけでございます。

○塩出啓典君 私はやはり、そういうまあ三十年、一口で言えば三十年ですけれども、ほんとうに長い長い年月黙々と外務に雨の日も風の日も戦っていくというのは、なかなかやはりできないことじゃないかと思うのです。やはり郵政を愛すればこそ、またそういう仕事の重大さを自覚すればこそがんばってきたと思うのです。だから、そういう人たちがやはり長年勤めてほんとうによかったという、そういうものがやはりなければいけないんじゃないかと思うのです。それでこの給与体系を見ますと、主事の場合、主任の場合というのはちゃんとそのランクで、主事の場合は一級と特級、主任の場合は二級と一級、当務者は

三級と二級、そのランク内では号俸はちろん上がってまいりますけれども、当然やはりそういう主事になれば給与も違ってくる、また当然肩書きも違ってくるわけですから、そういう点で、特定郵便局長なんかは二人でも局長なんですから、先ほどのお話では簡易郵便局長なんかは一人でも局長と呼んでおるわけですか。そういう観点から言うならば、何も五人が主任で八人が主事だ、十五人で二人の主事だと、それは原則は原則であっても、まあ長くおる人に対しては、たとえ一人でも主事だと、一人でも局長なんですから、簡易郵便局の場合は、そういう点はもっと弾力的にやっていたいかなと、あまりにもそういう四角四面の考え方では私は、職員の方々に對しては、ほんとうにかわいそうじゃないかと思うのですが。そういう点、もう少し郵政局といたしまして、人員構成、年齢構成を見ましても非常に永年勤続のお年寄りの方が非常に多いわけ——そういう点はなかなか言うはやすく、実際はむずかしい問題だと思ひますけれども、私は当然そういう問題を、もっと弾力的に検討すべきだと思ひます。やっぱりほんとうに一生懸命黙々とやっただけの人には報いられるような、そういう職場でなければ、また仕事にも張りも出ないと思うのです。そういう点でひとつ私は、郵政大臣が在任中にこういう点についてひとつ、何らかの方向を見出して、しっかりと実情というものをよく調べて検討してもらいたいと思ひます。その点どうですか。

○国務大臣(井出太郎君) よく承りましたので、十分検討をさせていただきます。

○塩出啓典君 ここに現在の内務、外務の役職別の資料をいただいたわけでございますが、内務に勤めている人は大体十五万人ですか、外務が大体十万人七千人、大体三対二の割合なんですね。ところが、課長代理になりますと内務のほうは二千二百四十七、外務は五百五十七、人員は三対二ですけれども課長代理の数になってくると、これは四対一になってくるわけですね。主事も一万四千八百九十九名と三千六百二十五名ですから、これも

大体四対一ぐらいになっているわけですね。そういう点を見ますと、非常に外務のほうの場合がやっぱり課長代理、主事の数が非常に少ない。また一年間の、現在の課長代理、主事への昇任の数、推定の資料、それを見ましても四分の一と三分の一、そういうわけで、非常に私は外務のほうに昇進の道が少ない、あまりにも内務に重点が置かれておるような感じがするわけですけれども、外務のほうは、特別手当が何かで相当給料が多いのだと言われけれども、それは千五百円ぐらいで大した金じゃないのです。大した金じゃないというのはいくらでもないのですけれども、そういう点を考えに入れても、私はもっと全体的に見て平等でなければならぬと思ひます。ほんとうに外務のほうは、郵便配達は非常にたいへんだと思ひます。時代の進展に伴い職業としてもあまりかつかういい仕事とは言えなくなってきたというわけですね。そういう点で、私は内務、外務のバランスというものをよく検討すべきじゃないかと思ひます。人事局長はどうですか。

○政府委員(中田正一君) 役職者の内務、外務別の配置につきましては、大体同じような基準のもとにやっております。大体同じような基準のもとには交代制というふうなことのために、実際のほうは交代制というふうなことになるために、配置される数が多くなっているという状況でございます。量だけの勤務でなしに夜昼勤務があるというふうな複雑さのために内務が結果的には多くなっているわけでございます。そういうことでございまして、外務につきましても御指摘のような事情もございまして、主任、主事の配置基準などをもう少し考え直さなければならぬのではなかろうかというところで、現在省内でもいろいろ議論中でございますので、いすれ改善の道が講ぜられるのではなかろうかというふうな思っております。

○塩出啓典君 それともう一つ、これは通信文化新聞の投書欄でございますが、「登竜門の開放」というのです。この方は香川県の無集配局につとめているわけですが、定員三名、二十四年間勤務していらつしやるのです。それで高等部というものの試験を受けたと思つたところが、その資格は四十五歳までで俸給は二級二十三号以上、主任経験三年以上とある。ところがこの人の場合は四十五歳まで——これはよろしい。俸給もこれも問題ない。ところが主任経験三年以上——ところがこは三人の無集配特定局です。それから結局主任のポストがない、主任になれない、そうすると、そういう人は試験を受けることができない。それでまあ主任無配置局なので、そういうことを書き添えて出願したところが、資格なしということで願書書類が返送され、高等部受験の道の中堅幹部となる夢は、試験の結果を見る前にもろくもくずれたのです。近隣の集配局を見ると、小生と——小生というのはその人ですよ——前後して入局した人は、もうすでに数年前に主事になったり、十年あとから入局した者でも昨年主任になっている。そういうわけで、実際いなかのほうの無集配局には主任がないわけですね。主任経験が三年ないと昇進の道がない。こういうのはよくはもって弾力的に考えたほうがいいんじゃないかと思ひますが、そういう点どうなんですか。

○政府委員(中田正一君) ただいま御指摘のような点につきましては、これから十分検討していきたいと思ひます。

○塩出啓典君 まあひとつ、先ほど大臣からも検討するというお話でもありますが、人事局長さんとしてやってくる人も、そういうことを聞いたならば、大いにまた希望を持って仕事に精が出るのじゃないかと思ひます。もう大臣がかわられたからあとは知らないように、もう大臣がかわられたからあとは知らないように、これはやはり郵政省の将来の発展のために、仕事をせよといふ言つても、やはり人間ですから、その待遇、将来に対する夢と希望、そういうものが本人の仕事の励みになっていくと思ひますし、そういう点も

とこまかい配慮を使って、一生懸命やった人がほとんどに得するような、そういう零細な気配にしたい、結局一生懸命やっても適当にサボって待遇は同じだ。それではほんとうの活気のある職場にならないと思うのです。そういう点、ひとつ今後ともその問題については真剣に前向きに、また早急に御検討していただきたい。そのことをひとつお願いいたします。その点、大臣よろしいですか。

○国務大臣(井出太郎君) はい。

○塩出啓典君 それからこれは、実は郵便でうまい内職の話があるからと言って金を送らして品物を送った。三千円引きかえに受けたところが、それがとんでもない品物だ。そういう郵便によるいわゆる詐欺事件、それにひっかかった人が非常に多いらしいのです。これは犯人がつかまつたわけですけれども、ところがその被害者からの投書が毎日新聞に載っているわけなんです。これはどういう投書かといふと、チラシによつてうまい内職があるといふので三千円のお金を入れて投函した。一週間後に品物を送ってきた。三千円引きかえにその品物をもらったわけですね。それで胸をはずませて、それを開いたところが中身はとんでもないものだ。大体約束と全く違う。三千円は向こうにいってしまった。郵便局に持っていったわけですね。それでみごととひっかかったと思つて郵便局に問い合わせたが、郵便局は開封してしまつたからだめだ、そう言つて断られたといふのです。詐欺とわかつていながら支払つた金はほとんど振替口座に振り込まれていくと、そういうわけでこの人は非常に憤慨の投書を出しているわけですね。同様の趣旨の投書が二十通ほど毎日新聞にきておるそうです。これは投書係にお聞きしましたら、私は、こういう問題はまあ郵便局としては利用されるだけですから関係ないでしようけれども、ほんとうにインチキだとわかつておつたら、窓口の人がそれを聞いて——その金はずつと郵送途中にあるわけで本人に渡つてないわけですから、そういう点もと親切な手を打て

ないものかと、私たちしろつとですか、そういうふうに感ずるのですけれども、これは郵務局のほうとしては、そういうことはどう思われますか、竹下局長。

○政府委員(竹下一記君) それがはつきりと詐欺行為であるということがわかりました後にきましては、もちろん関係の郵便局に通知を出しまして、これは代金引きかえ郵便でありますけれども、そういうものを相手方に渡さないようにと、こういう手配ができるかと思ひますが、そういうことが判明いたしましたら、やはり代金引きかえ郵便物としてのきめられたる処置をいたさなければならぬと思ひます。御指摘になりました新聞記事も見ましたけれども、郵便局側のやりました措置としては郵便法規、そういうものに從つてやっておるというので、これをとがめることはできないように思ひます。

○塩出啓典君 そうすると、こういう場合は結局この事件がインチキだ、詐欺だといふことがはつきりわからなければできない。それじゃあそれを判定するのは、どこなんですか。

○政府委員(竹下一記君) やはりそのほうの判定をいたします機関、警察ですね、こういうところの判断によらうかと思ひます。

○塩出啓典君 そうなると結局、警察のほうに詐欺事件かどうかといふことを判定するのはずいぶん時間がかつてしまふのですから、その間には金に向かうのほうにいってしまふ。いまのところとしてはこういうのはどうしようもないと、郵便局としては手の打ちようがないと、そう言わざるを得ないわけですね。

○政府委員(竹下一記君) 一般論としてはそう言わざるを得ません。

○塩出啓典君 しかし、私はそれはそれとして、やはり郵便局としては、もう少し親切に、開封したらだめだなんて言わずに、もう少し実態はどうなんだ、ほんとうにこういうことではとんでもない、ひどい、すぐ警察に行つてひとつ相談をして、警察のほうはぱつと手を打てばすぐできる

わけなんです。それから、それくらいのことではやはりもっと親切にやつてもらつてもいいのではないかと。どうも投書を見まして郵便局の窓口の方のやり方、ともかくこれは郵便局は関係ないのだ。確かに郵便局は関係がありませんけれども、やはり義を見てせざるは勇なきなりといふことわざからいへば、そういう問題は、大衆の皆さんに対してサービスしていくその精神が根本的に欠けていることがこういう結果になったのじゃないかと思つておるわけですね。だから、そういう点はもっと親切にやつていただきたい。そういう精神で当然いくべきではないか。そういうときにも、もっと内容を聞いて、封を切つたらだめだと突っぱねるのではなく、事実はどうなんですかと、そのくらいのことでは窓口が忙しかれば、局長さんとか、そこに行つて聞いてくださいと、局長あたりがそういうこともとどろき聞かざるの、そういう体制にしたいいただきたい、そう思うわけですね。その点どうですか。

○政府委員(竹下一記君) 封を切れば、これは普通の手紙、封書の場合もそうですけれども、これはもういじり方がないことなんです。ですからこの場合も封を切らないで、受け取らないという意思を表示してもらえば、これは差し出し人に送り返すという道が残されておるわけですね。けれども、いかにせん封を開いて中身を見ちまつておるわけですね。これにつきましては、これは受け取る意思を持ったと郵便法上みなざるを得ない、あるいは社会通念的にそうだと思ひます。したがうして手続として、これは郵便局の措置としてはいたし方のない措置だと思ひます。でございまして、おっしゃる趣旨を私も前向きにみておつたし、郵便の取り扱いというところでなくして、そういう事例があつた場合には、取り扱い、あるいはその場の主事、あるいは主任、あるいは郵便局長あたりが気がつくわけですから、どうもそういうことで被害を受けたお客さんがおる。これはどうもあやしいといふことは気がつくわけですから、その時点においてしか

るべきところに——警察等に通報するといつたようなことは、これは事実問題としてあつてもいいし、そういうケースもあるかと思ひますが、これを法的に、規則でありますとか、そういうものでは、そういうふうにするといふふうには、実はいま縛りをしていないし、その点につきましてはおっしゃるとおりでございます。

○塩出啓典君 それはまあ確かに法的には……これは、こういう犯罪は郵政犯罪——一般犯罪です。これは、郵政監察局としても関係のないことですから。私は、そういう住民に対するサービスの姿勢という面において、ただおれたち責任がないんだから知らぬぞと、そういう精神が郵政局にはあると思う。これから見て、そういうものは私はよくない、だから法的にどうの、こうのといふわけじゃありませんが、そういう問題を持つてきたときには、それは局長でも出ていろいろ話を聞く、この前の新宿の郵便局の事件のときだって、やはり局長がもつとそういう一つの問題に対して親切にやつていればよかったわけなんです。それから、そういう封を切つてしまつたらもうだめなんだという、あなたのようないふ考えを持つておるからだめなんだと、やはり法的にはやむを得ないにしても、もう少し親切に皆さんの要望を何でも聞いてあげる。そしてそれに対して対処していく。結局こういう問題だつて、こういうことが起きれば一つはやはり郵政事業に対する国民の不信感といふものが——マイナスにこそなれ、プラスになることはないと思ひます。そういう点はひとつまずトップからそういう考えを改めて、ほんとうに住民の方にサービスをしていく、その精神に徹してやつてもらいたい。そのことをひとつお願いいたします。質問を終わります。

○委員長(近藤信一君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十二分散会

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十六日)

一、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所
に関する法律の一部を改正する法律案

四月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、簡易郵便局法改正に関する請願(第一七二
五号)(第一七二六号)(第一八〇四号)(第一八
〇五号)(第一八一一号)(第一八二二号)(第一
八六六号)(第一八四〇号)(第一八四七号)(第
一八六四号)(第一八六五号)(第一八六六号)
(第一八八四号)(第一九〇一号)(第一九〇
二号)(第一九〇三号)(第二〇五四号)(第二〇
七三三号)

第一七二五号 昭和四十五年四月三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(七通)

請願者 北海道亀田郡七飯町緑町簡易郵便
局内 市戸忠勝外六名

紹介議員 高橋雄之助君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一七二六号 昭和四十五年四月三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(三十八通)

請願者 北海道亀田郡七飯町字峠下一五三
峠下簡易郵便局内 佐川光雄外三
十七名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八〇四号 昭和四十五年四月三日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 埼玉県北埼玉郡騎西町大字外田ヶ
谷五九〇田ヶ谷簡易郵便局内 川
辺みづ

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八〇五号 昭和四十五年四月三日受理

簡易郵便局法改正に関する請願(五通)

請願者 北海道紋別郡雄武町元福府簡易郵
便局内 渡辺友定外四名

紹介議員 長田 裕二君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八一二号 昭和四十五年四月四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 静岡県御殿場市電町一、〇三二電
簡易郵便局内 江藤栄外二名

紹介議員 栗原 祐幸君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八一二号 昭和四十五年四月四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二通)

請願者 静岡県掛川市成瀬西山口簡易郵便
局内 竹島よしの外一名

紹介議員 山本敬三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八一六号 昭和四十五年四月四日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(二十八通)

請願者 北海道島牧郡島牧村字元町島牧元
町簡易郵便局内 田中徳治外二十
七名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八四〇号 昭和四十五年四月六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(九通)

請願者 埼玉県入間市大字二本木一、二三
六〇二二本木簡易郵便局内 三
吉道雄外八名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八四七号 昭和四十五年四月六日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 岐阜市葦田町岐阜葦田簡易郵便局

内 後藤淳子

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八六四号 昭和四十五年四月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良市北永井町四三三奈良北永井
簡易郵便局内 井上伊春

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八六五号 昭和四十五年四月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(十通)

請願者 北海道亀田郡亀田町字昭和渡島昭
和簡易郵便局内 北原幸子外九名

紹介議員 井川 伊平君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八六六号 昭和四十五年四月七日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(五通)

請願者 愛媛県温泉郡中島町栗井中島栗井
簡易郵便局内 石田勝外四名

紹介議員 堀本 宜実君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一八八四号 昭和四十五年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 大阪府豊能郡能勢町下田尻一三〇
ノ一豊能田尻簡易郵便局内 桑田
栄一

紹介議員 赤間 文三君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一九〇一号 昭和四十五年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 奈良県生駒郡三郷町勢野簡易郵便
局内 若宮昌子

紹介議員 新谷寅三郎君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一九〇二号 昭和四十五年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(四通)

請願者 広島県比婆郡西城町三坂簡易郵便
局内 堀井肇子外三名

紹介議員 永野 鎮雄君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第一九〇三号 昭和四十五年四月八日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県比婆郡西城町道後山駅前簡
易郵便局内 田辺栄

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二〇五四号 昭和四十五年四月九日受理
簡易郵便局法改正に関する請願(六通)

請願者 島根県大東郡大東町大東駅前簡易
郵便局内 宮沢勝郎外五名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第二〇七三三号 昭和四十五年四月九日受理
簡易郵便局法改正に関する請願

請願者 広島県比婆郡西城町小島原五五ノ
六備後落合簡易郵便局内 高橋鈴
子

紹介議員 中津井 真君

この請願の趣旨は、第二七六号と同じである。

第十一号中正誤

ベシ 段行 誤 正

一 終わり 「放送法 放送法
二 から 承認を求めるの 承認を求めるの
件」 件

昭和四十五年五月十二日印刷

昭和四十五年五月十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局